

公聽會

本日の會議に付した事件

御会に当りまして公述人の各位に
御夢を申し上げます。本日は御多用

中お差繰り御出席下さいましたことについて、委員一同を代表いたしまして篤くお礼を申し上げます。申すまでもなく、地方税法案は本第八回臨時国会におきまして最重要法案でございます。

第七国会におきましても地方税法案が提出をされました。併し参議院におきまして不幸にして地方税法案が否決になつたことは皆様御承知の通りであります。

ます。この第八国会におきまして、政府は第七国会に出して参りました地方税法案を一部改正いたしました提出をいたして参りました。その目的といえますところは、地方自治を確立し

推進をいたします。他面地方公共団体に地方税を増額いたしまして、その基礎を強固にしようというのにあるのでございます。併し一方国税の方が大減

税になつておりますのに、地方税の支
が四百億も増税をされる、こういう上
うな見地から国民の間にいろいろ反対
もあり、賛成もありますけれども、巨
対が多いのであります。こういうよふ
な実情に鑑みまして、地方行政委員

におきましては慎重審議をしておるの
でございます。今日各位にお出でを願
いまして、又改めて公聴会を開きます
のも、皆様方の多年の御経験、御研鑽
のことを拜聴いたしまして、審議に資
したいという徴意に外ならんでござ
います。どうかかような意味におきま
して忌憚ない御意見を吐露されますよ
うにお願いしたいと思います。

今日の新聞に見えております通り、政府の今回の地方税法案に対しまして附加価値税を二十七年一月一日まで延期をする。それから固定資産税の税率

を一・七というのが政府原案でございますが、それを一・六に引下げるといふような修正が可能であるということになつて参りました。そういう点をお

含みの上で御意見の御開陳を願いたいと思ひます。尙、申上げますが、公述のお時間は一人二十分以内にお願ひいたします。又御発言の内容は当委員会

が御意見を聞くとする問題の範圍を越えてはならないことに参議院規則でなつておりますので予めお含みを願います。

それではこれから御意見の御開陳をお願いいたします。最初に日本租税研究協会地方税委員長の荒井誠一郎君にお願いいたします。

○荒井公述人 本日はお招きによりまして、汐見会長又は原副会長が参上する予定でありましたが、いずれも東京におられますので、私から協会におい

て研究いたしました結果に基きまして、地方税改正に関する全般的の調査

を申述べます。本論に入ります前に一言いたしますことは、日本租税研究協会はシャウプ勧告に基きまして設立されたものであります。前回の地方税改正法案以来、委員会を設け、又会員にいろ／＼質問書を出しまして研究を續けて参つたのであります。その研究に基きまして、大体会におきまして考へておりましたことを申し上げます。た

た會員は多數でありますので、私の申
上げることに違つた考えを持つておる
ものもあることは御了承を願つて置き
たいかと思ひます。

只今委員長からお話がありましたように、今回の法案は前回の法案の一部修正があつたものでありますので、前回の法案についての意見が大部分今回の

の法案に適用があると思います。前から
の研究について一言いたしたいと思ひ
ます。この地方税改正につきまして、委
員会等におきまして、最も大きな問題

として取上げられましたのは道府県令における附加価値税、市町村税における市町村民税と固定資産税、この三つの柱と申すべき税であつたのであります。

す。その中で最も議論のありましたものは附加価値税と固定資産税でありました。附加価値税は御承知の通り他国にも殆んど前例がありませんので、只

本において初めて実施されるという新税でありますので、当協会におきましても、研究に当りまして、当初はその要領を把握するのに非常に骨が折れた

のであります。又立案する当局においてもはつきりした考えがなかつたよ

でありましたが、その後各方面において次第に研究が積み重ねられて、この税の要領が十分具体的にはつきりして参り、法案ともなつたのであります。が、協会においては、研究の結果は、この税につきましては、地方税としたしめて、或る特長があり、長所があるものであるということは認められたのであります。理論上さうではあります。が、併

しなから前に申しましたように、利得がありますので、その実施面におきましては、徴税者も納税者も相当準備を要するものと思われたのであります。

尙、内容につきましても、その計算方式につきましても、法案では控除方式を採用しておりますが、加算方式を希望する者も相当に多く、又第一種の業種

の税率四％は少し高過ぎませんか。下ぐべきであるという議論もありま
す。又第一種の業種の中には税率を低
くすべきものがあるというような意旨

もあつたのであります。結局その趣旨は認めるにいたしましたも、その施行については相当期間延期することがよろしいのではないかというのが多数の

意見であつたのであります。今回の法案におきまして、一年間延期するといふことになつており、又更に委員眞のお話によりますと、それが更に延期

期間に相當の準備が整えられるといふことは極めて適當な措置であると思ふのであります。

固定資産税につきまして問題の点、課税標準、つまり二十五年度につきま

しては、万倍といふほどの問題であります。これを或る点まで引下げて八百倍程度にするという意見も相當あつたのであります。或いはそれ以下にすべきであるという意見もありました。併しながらその倍率の問題は二十五年度の問題でありまして、むしろ先の年度に當りまして税率を引下げることが必必要であるという意見が相當にあつたのであります。今國の法案に依りますと

は、税率の低下の方針が明らかになつております。又只今のお話によりますれば、更にその程度が進んで行くとい

る。ことにさいし、この点におきましては財源上差支ない限り税率は低位に止めまして、そうして急激なる負担の増加は避ける方がよろしいと考えら

れるのであります。尙、固定資産利につきまして問題になりますのは償却資産であります。従来は御承知の通り土地、家屋に対しての税はありますが、

固定資産税に引きまして償却資産税が加わります。これは新しい課税の客体であります。その評価は相当に困難であると予想されるのであります。又々

の評價については非常な技術を要するし、慎重な注意を要すると思います。或いはこれは主として実施面になる問題だと思いますが、この点につ

では今後とも十分注意をする必要がある
と考へております。要しまするに、
今回の地方税法案は前回の国会を通
いたしました、すでに実施されてお

まする国税と連繫の深いものである
とは言うまでもないところであると

われものですので、国税、地方税を通じて負担の均衡を考へておるものと承知いたしておるのであります。今回国会に提案になりました案も、その趣旨で作成せられたものと我々も考へておりますので、その体系を根本に覆へないことは最も避けなければならぬと思ひます。その体系はこれに飽くまでも尊重しなければならぬと考へております。併しなからかかる体系に基きまして、できるだけ今回の法案がその実施面におきまして適当な考慮も加へられまして、施行し易い法案として成立して、速かに実施されますことは、今日の地方財政の現状から見、又納税者の立場から見しても、極めて必要ではないかと考へるのであります。

大要簡潔であります。大抵の觀察を申述べて發言を終りたいと思ひます。

○岡本委員長 只今の意見開陳につきまして、御質疑の方は御發言を願ひます。

○相馬委員 一人々々やりますか。

○岡本委員長 ええ。

○安井委員 ちよつと伺ひますが、只今固定資産税の倍率の問題についてお触れになったようであります。あれにつきまして、もうちよつと具體的な御意見を聞かして頂ければ……將來低減か低下というようなお言葉もあつたように思ひますが。

○荒井公述人 倍率の問題は御承知の通り二十五年度の問題、賃賃価格は初めの千倍が九百倍になつたのでござい

を下げるのも一つの方法じゃないかと思つております。併しこれは二十五年

○岡本委員長 外に御質問ございませ

○相馬委員 附加価値税について非常

○荒井公述人 理想から申しますれば、

すし、相當に準備を要する、その間は

○岡本委員長 有難うございました。

○金子公述人 この度政府の提案にな

先ずこの地方税を一般的について考

見まして、税務行政の運営の面から

いかと考へておるのであります。そし

これは全体的に見た場合におきまし

のが外形標準課税で、いわゆるこの支

所得税とか、法人税というような国税

減といふものの恩恵には浴せない、た

も不可能でありますので、その企業の

これは比較的重要な産業と思われるやう

ならば、相當これはむづかしいとい

そこでの附加価値税の問題は、一

一月一日に延期され、そうしてこの間

でに年の中途半端から実施するということが徴税の技術上から言つても困難であるという事は明らかでありますから、今年止むを得ないといつても、これはやはり根本が複雑で、余りにもまだ現在の徴税機構ではこれを実施するには力が弱過ぎる、こういう点も又考え、又一方日本の経済状態というものが、赤字企業が多いというような現状では、このような税の負担には耐えられないという点から見ても、是非ともこれは日本経済が安定するまで延ばすのがよいのか、或いはこのような税はいつそ、代り財源として事業税が今度取られておりますが、一般の輿論を見ても、このような税が延期になつて、代つて事業税が行われておりますことが、全体に歓迎されている、そういう点を見ても、この税は或いはたま／＼シャウ博士も再び来朝になりますので、こういう機会に十分改めてこれを検討いたしまして、こういう税が果して実施することがよいのか、或いは別に他の税がなければ、又この事業税というやうなものを更によく、更に／＼合理的なものにして実施した方がよいのか、この点は今後の研究課題だろうと私は考えております。

固定資産税につきましては、これは性格がもと／＼から支拂能力を基準といたしまして、外形標準課税といつたしまして、資産を有するものにはかかるという財産税的なものでありますので、これは流通課税であるという建前から申しまして、今日のような、先程申しますような企業の経理状態では、非常にこれは企業としての負担は過重になると私は信ずるのであります。

す。従つて特にこの税を見ますと、巨額の固定資産を持つてゐるような大工業といふやうなものうち、電力、鉄道といふやうなもの、これらの国にとつて重要な産業であると思われるやうなものの負担といふものが一段と多いのであります。特にこういう企業については例外的規定が当然設けられなければならない、この負担は結局税率の引上げといふやうな、又インフレのような様相を含んだ形において解決しなければ、この問題は容易に実行することは事実上不可能だろうといふやうに強く考へております。特にこの固定資産税の問題は、やはり課税標準の問題でございす。これは今後とも相当議論の中心になる、一応現在の案では、この貸賃価格の九百倍、即ち農地以外の土地、家屋についてでございすが、九百倍それからその他の償却資産に対しては帳簿価格とか、或いは再評価価格とか、或いは所有者の見積価格、或いは再評価限度額七〇％といふやうなものを基準に置いて、これを取上げておりますが、結局これらの問題を實際當面見て見ても、企業といつたしましては御承知の通り陳腐化資産であるとか、或いは操業度が低いとか、或いは遊休設備があるとか、いろいろ／＼特殊事情がありますので、こういうものとこれを絡み合せて、当局と企業との間に多くの問題が私は露呈されるのだと、今から想像いたしております。従つてこの固定資産税は、税率も大切でございす。或いは倍率も大切でございす。或いは倍率も大切でございす。あるかといふやうな、償却資産の面で大きくこれは不分明な、不明瞭な面を残しておりますだけに、この議論につ

いては私は非常に疑義がある。従つてこの問題を八百倍がいいのか、九百倍がいいのかと言われましても、この問題はなかなか／＼むずかしい。そこで政府原案におきましても、仮納付といふやうなものを取上げられて、来年度再評価が実施されて、その実績が現われた上でこれを取上げようといふことになつておりますことも、十分うなずかるのでございす。従つて税率が一・七になつておりますが、これとても私は一・六がいいのか、一・五がいいのかといふことについては、これは低いければ低い程よいのであります。併し、いづゆる理論的な論議についてはまだ研究の余地があるように思ひます。が、併し、いづれにいたしましても、一般的に想像されるころでは、一・七で九百倍では、徴税目標五百二十億を遙かに超える過重収入になることが言われております。これは今申上げたやうなもので、議論もありましようが、とにかくこれは相当強過ぎるというところとが言われておりますが、結局これは或る意味においてこの捕捉率の問題が非常に大きく出ております。捕捉率を何％にするか、余り低く見ればこれは非常に高い税率になります。こういう点は国民といたしましては堪えられないやうな過重な負担になるといふ企業もあるやうでありますから、十分慎重にやられて、是非共できるだけこれらの問題について企業を圧迫しないやうに慎重に考慮すべきものだといふことを私は特に指摘したいのであります。その他これらの固定資産税につきましては、工場とか、倉庫とかいふやうな、これらの機械の一連の生産設備につきましては、何とか貸賃価格の倍

率によらないで、むしろ機械と同じやうな倍率に、倍率と申しますか、評価方法によつた方が遙かに低くなつて、それが理論的であるという意見も出ております。又その他船舶の問題、これもむしろ船舶税の独立税で課した方がよろしいとか、或いは軌道、車輛、発電、配電設備、或いはガス供給設備といふやうな、公共事業のやうなものについては、やはり独立税でやつた方がよいという意見、或いは石炭その他金属の鉱山のような坑道といふやうなものは、これは一つの開発費といふか、一種の繰延資産と同じやうなものであるから、こういうのは転換処分もできないし、新らしく更新もできないから、これは是非減税して貰いたいという意見、その他経営者の責に帰せないところの遊休設備或いは未稼働の設備の分については、是非非課税にして貰いたいといふやうな意見、これらの点もございす。そういう点も十分取入れてお考え願ひたいと思つてございす。が、特に最後に、官庁関係の国鉄とか、専売公社といふやうなものに対して課税をするかしないか、これは大きな問題であります。これは一応原則的な考え方によれば、むしろ課税を低率であつてもした方がよいのじやないかといふやうにも考えております。同じ一つの村に、或いは町に専売公社の工場があつて、一方他の民間の企業の工場があつて、片一方だけは負担しないといふことは果して正しいかどうか、勿論これは堂々廻りで、これは専売金が減りましたと同じことになると言ひますけれども、一応その方が公社となつた性格から言つてつきりするのじやないかといふやうに考えます。

次に結論になります。このやうに固定資産税のように、この帳尻といふやうなものが、まだ再評価をいたさないのでもよく分らないのであります。是非ともこれらの問題は課税標準並びに再評価をやらす。そして正確なところが把握できた上で、来年度においてこれが是非とも修正をするといふやうなことにしては、是非徹底的にやつて頂かなければならないと思つてございす。ともかくこの地方税法案が第七国会において不成立になりました、今日までこの地方の財政はどうなつたかと言へば、地方財政平衡交付金とか、或いは預金部資金の融資によりまして、辛くも今日まで繋いでおります。従つて今日若しこれが不成立になつたことがありますれば、地方の自治行政といふものが停頓いたしまして、混乱いたしまして、その影響は甚大であると思ひます。ですからこのシャウ博士勧告の地方財政確立の目的にも反することになりますので、是非とも一般国民の輿論を十分受入れられた上で、十分関係方面との折衝にも今からできる限りの範囲において負担の軽減を図ると共に、最善の修正を得られまして、この問題を成立させるやうに御盡力あらんことを希望いたします。これを以て公述いたします。

○岡本委員長 金子氏に対して御質問を願ひます。

○石川委員 只今の固定資産税の場合に、一・七の率の九百倍では相当予定金額より上廻るだらうという御意見ですが、大体どのくらいに押えておられるか、凡そでよろしいですから、金額を承わります。

○金子公述人 今の御質問は私の公述

の中にもこの問題を取入れておりますが、非常にむずかしい問題であるのであります。これは私が一体償却資産を幾らに見るかというところにこの問題があるのであります。これはいろいろと各方面でも私の耳に入っているのでは八百億から、場合によつて多ければ千億くらい取るのじやないかというふうに聞いております。併し遺憾ながら、それは実際そうなるのか、或いはそれ以下になるのかということについて、これは非常に疑問でもございますが、とにかく一般に高いというふうに聞いております。

○石川委員　仮に今の法案が通りまして、もう一年の間にその他の調整ができるように、法では示されておりますが、それが非常に困難だというようなお言葉がありました。が、明年一年で、本当に今の法のような建前のような平均な適正な課税に訂正できるかどうか、先ず一年でできるかどうかを一つお伺いしたい。

○金子公述人 私はこの問題は非常に自信がないのです。個人として……。

というのは、この固定資産の評価、まあ前から一体時価とは何ぞやと聞きましても、まあ失礼ですが、恐らくそれに率直に答えられる方はない。あらゆるいろ／＼な見方があるわけで、結局これを先ずああいうふうに再評価の限度額というような、理論的に出された倍率を基礎に置いてこれを片附けるとするならば、それには再評価の問題として疑問があつても、地方税としては或る程度まで片附けられる、併しそれは適正であるかどうか、いわゆる真の時価とそれが果して一致しているかどうか。いわゆる負担の公平がそれで期

し得られたかどうかということになりますと、これは相当問題だと思ひます。従つて私はこの固定資産税はむしろ実施したる後は、課税標準になるいわゆる時価、その決め方、而もそれは形式的に決まつても實際のものの時価と、それから決められたいわゆる時価というものの間に企業、各企業、各機械或いは建物、その個々についても相当問題が残される、それは止むを得ない。ですから一年ですつきりしたてようなことはできない。やはり極く理論的に抑え付けるといふだけでありまして、それは真の意味においては相当将来問題になる。かように考えております。

○岡本委員長 では有難うございまし
た。

次は、固定資産税について関西経済連合会理事工藤友恵君にお願いします。

○工藤公述人 私は実は前の荒井さんと金子さんのおつしやつた線が大部分なりまして、不要な点もございしまするが、大体において固定資産税を中心にしまして、一応の私共経済界にいるものの考えをお話をいたしたいと思ひます。尙私には数字がございまして、その点徹底を欠く嫌いがございしますから、私の喋る原稿の写しがここにございしますから委員の方にあとからお渡ししたいと思ひます。

私共は従来参議院の地方行政委員会
に對しまして、經濟界の意向としまし
て、どういふことを考えておるかとい
ふことを、税制全般についてしばしば
申上げておりました、その点について
これから私の申上げますことも重要な
点もあり、政府と申しまするか、政

府案等の変更によりまして多少の違いがあります。本旨においては異なるところはございません。従いまして前提は概ねこれを抜きにしまして、具体的な問題について一々申上げたいと思います。

市町村が異なるに從いまして、固定資産税の課税標準が非常にまち／＼になりまして、地方によつては税の負担が不均衡に陥るという危険がございまして、これを避けるという目的が一つ、もう一つは、課税標準額査定に關しまして、スキヤンダル、これを申しますと、例へば地方においてボスの横行等の事実が起る危険があるのであります、これは地方自治の弊達の一

ために、國の平和のためにも心配でございませうから、これに備へまして、次のような措置を必要とするのであります。土地家屋については、先ず地方財政委員会において時価算定の基準並びに方式を具體的且つ詳細に定め、これを各市町村に指示する、即ち土地については地域別、用途別坪当り基準を決定し、家屋につきましては構造別、用途別基準を決定します。各市町村はこれに基いて価額を決定し、これを地方財政委員会に報告させます。地方財政委員会は、その結果に基いて相互の不均衡を調整する目的を以てこれに修正を加へる。こういう措置が第一に望ましいのであります。

償却資産につきましては、可及的速度に適正なる時価を調査決定し、これを課税標準とする必要がございます。但し資産再評価により認められたる再評価最高限度額、この最高限度には計積が付いて、陳腐化等については陳腐化等を考慮したる最高限度額（以下

同じ」を最高限度とする必要があると思ふのであります。最低限度は企業の実際行なつた再評価額を以てすることは、これは法案にある通り、止むを得ないと思います。家屋についてもこれは同じようなことでございますから、

繰返しませんが、同様の趣旨の取扱を必要と存じます。特に昭和二十五年
度におきまして土地及び家屋につきま
しては、賃貸価格に或る倍数を乗じて
得られる価格を課税標準とすることは
これは止むを得ないのであります。理
れども、その止むを得ないという理由
は土地及び家屋の時価を急速に算定す
ることが極めて困難であるが故に外な
らないのであります。従つてそれは餉

くまで適正時価の何と申しますか、便宜の代用措置でございますから、倍率九百倍と申しますのは最初の府案にございまするが、これは實際に比して甚だ高率と一般に考えられております。でき得る限りこの倍率を引上げる必要でございます。伝えられるごとく七百倍というような数字も、これも金子さんがおつしやいました通りどこが妥当であるか急には分りませんが、いづれにしてもこれは下げなければならぬと思います。これは大阪高等裁判所管轄内において仮処分決定に際しまして、供託金を償価額の五百倍を以て時価となしておる様に私共は

聞いております。これも一つの参考
 と思ひまして五百倍という数字も一
 出て来るのであります。又この課税
 準は資産再評価法により認められ
 再評価最高限度額を最高限度とし
 とが必要だと思ふのであります。企
 の實際行いたる再評価額を最低限

することは法案の通り止むを得ないと思います。例えばこれは大阪の或る倉庫業者の例でございしますが、再評価最高限度額は七億五千三百万円でありますのに、賃貸価額の九百倍は実に十一億三千五百万円であります。これは或る大きなビルディング業者の例でありますが、これによりますと再評価の最高限度額は七億五千三百万円であるのに、賃貸価額の九百倍は実に十三億七千五百万円でございします。これに對しまして課税されるというのが今の法案の趣旨であります。而もいづれの場合も再評価実施価額は最高限度額の数分の一以下になる見込であります。即ち時価を若し評価し得たとすればそれがそれより更に小さいものになるのであります。かくのごとき例は必ずしも沢山ないかも知れませんが、応急措置といひまして何かかる企業者にとつては到底堪へ得ないところだと思ふのであります。

それから機械等の償却資産について見ますと、急速に時価を査定することの困難、それより生ずる不均衡、並びに新しい課税対象になつた等の事情に鑑みまして、もう一つ加えますれば先程金子さんのおつしやつたような数字も方々に伝えられておりますことから考えまして、昭和二十五年度的においては資産再評価法に認められたる再評価最高限度額の十分の五相当額を以て課税標準とすることが必要であると思ふのであります。これは特に第七国会において廃案となりました結果、非常に地方財政の上にいる／＼の困難が起つておりまして急速に決定する等の関係からしますとこういう割合になる。一般に経済界では納得し得る、そ

うして数字的にもこれは腰だめで大抵いいのではないかと思われる数字を以て代用して行つたらしいのではないかと、こう思うのであります。工具、器具備品等低額な固定資産につきましては時価算定が困難なると共に甚だしく手数を要するのであります。これはすくにお分りになると思うのですが、これは到底少しの手数ではできないのであります。で、私共の考えではその帳簿価額を課税標準とすることが必要であると思ひます。

税率につきましては、現在の企業の負担能力を考へ一般的に低率なるものとする必要がある。機械、構築物等の償却資産は新たに課税対象となつたものでありますし、企業の税負担に急激なる変化を與へ、且つ課税標準の算定が著しく困難なため不均衡を生ずる虞れがありますから、税率は土地、建物と區別し更に一層低率ならしめる必要がある、こう考へております。この点につきましては時間がございますから差上げました表の中に御参考の資料が出ております。

それから固定資産税は現下の経済情勢並びに企業の負担能力等に鑑みまして、且つ地方別の負担の不均衡を極力避けるため標準税率を超えて徴収しないようにする。そうして止むを得ない場合には地方財政平衡交付金に適當な調整を委ねる、こういうふうにしたかと思ひます。これも金子さんのお話にありました、電鉄とか倉庫とかレント等のように税の負担が著しく且つ急激な変化を受け、而も価格統制上税の転嫁が困難なような状態にある事業につきましては、その税率は一般と區別し低度のもとするか或いは

独立税として別個の低率な取扱ひを必要とするか考へるのであります。

これも金子さんの御意見にございましたが、船舶、軌道等のごく従来独立税であつたものが、固定資産にも含まれる結果、税負担が急激に大幅に増しその負担を困難とするものにつきましては、固定資産税より除外して従来通りの独立税として、低度のものであるとする必要があるか考へるのであります。

鉄道用地、これは土地の評価問題であります。鉄道、船舶に關しましてはここに出ておりませんが、この中に数字がございまして、別に或る会社の数字を持つておりまして、或いは場合によつては説明いたします。鉄道用地を近隣の時価によつて推算すること、それが特殊の用途に供される土地であるという趣旨から申しまして妥當ではないと思ひます。これも地方財政委員会において別個に一般的に時価を決定する必要があるのじやないかと思ひます。

その次に国又は地方公共団体より賃借りしておる土地、家屋に對しましては、企業は賃借料の外に固定資産税を負担することとなるのであります。この場合賃借料の算定に當りましては、税相当額を含まざるものと、二重負担とならないように措置する必要がある。現在の賃借料は地代家賃統制令によつてゐるのであります。この中には税相当額が含まれてゐるから、右のごとき土地家屋を賃借する企業に對し固定資産税を負担せしめる場合には、賃借料のうち税相当額を控除することは當然であるか考へるのであります。

法人税法第六條の規定により法人税を免除される事業につきましては、一定期間を限り固定資産税を免除する必要がある。これは法人税の方です。で、更に私共が考へますのは、今日の日本の産業界の技術水準の低い点から申しまして、固定資産は技術研究の必要の見地よりしまして固定資産税を免除する必要がある。国税に關しまして私共は法人税の免除を要求してゐるのであります。まだ取上げられておりません。

未稼働設備につきましては、法案第三百四十一條第一項第四号により課税されざるものと考へられますが、これも金子さんのお話にありました。よう、遊休設備についてこれと同様負担力のないところからしまして、是非非課税とすべきものだと考へるのであります。

固定資産評価員は、当該市町村住民の公選により選出された民間人を主とするを要望します。これに對しては非常に高い地位と良い待遇を與へて貰うべきで、即ち良い優れた人に来て貰うべきであります。その選考資格としては、例えば私の考へでは退職後三年を経過してない前官吏と申しますか、公務員経験者はこれは不適格とすべきものだと考へます。

それからこれも金子さんの御意見にございまして、国鉄並びに専売公社等固有事業にも課税すべきものであります。私鉄、海運等と形態をひとしくする国鉄等固有事業に對しまして、固定資産税、附加価値税、附加価値税はちよつと何ですが、一切非課税としておるのは民間事業との均衡上不適当で

あります。まあこれは競争と申しますか、かれこれいぢやないことを言いますが、實際におきまして国鉄が非課税の意味に、今後非常に民間業を圧迫する危険があるのであります。又独立採算制の趣旨を徹底する上からも堂々と四つに組んでできるような企業形態を取らないと、国鉄を特別にあつた形にしたい意義が全くないのじやないか、こう考へるのであります。この点から考へるときに、専売公社についても事は同断であると、こう考へるのであります。

以上基礎簡單でございしますが、固定資産税に關してのみ多少文献に修正を要する点もあつたが、従来繰返しておつた点を改めて御報告する次第であります。

○岡本委員長 只今の工藤友恵君の御意見に御質問をお願いいたします。御質問でございせんか。……それでは次に移りまして、地方税法案の全般的觀察につきまして、立教大学教授経済学博士藤田武夫君にお願いいたします。

○藤田公述人 この方面の問題につきまして幾らか研究をいたしておりましたので、今日は研究者としての立場から今回の地方税法案につきまして全般的な觀察をいたしたいと思ひます。今回の地方税法改正法案は地方団体の活動を財政的な面から強化するといふ点におきましては、併しなから尙この改正案を完備したものとするためには、そこを今後要求するべき問題が残つておると考へられます。

先ずその第一の点は、今回の税制改正案によりますと、国民の各階層間における租税の負担關係に可なり大きな不均衡が生ずるといふふうに思われるのであります。例えば市町村民税について申しますと、御承知のように今回市町村民税は従来の住民税に比較したてりまして、約二倍半の大増税になつてゐます。然るに法人につきましては従来法人が負担しておりました住民税の額に比較してまして、今回の新らしい法人が負担いたします市町村民税の額といふものは、約一五%にしかならないのであります。それから個人の場合について見てみますと、例えば勤勞所得八万円の扶養家族三人の少額の勤勞者の負担いたします市町村民税の額は、従来の住民税の額に比較してまして約三倍半になるものであります。ところが同じ勤勞所得で百万円の所得者の場合を考へて見ますと二倍にしかならない。そういうふうな各階層間における租税負担の關係において可なり不均衡が見られるのであります。それから新らしい府県税制におきまして附加価値税の代りになります事業税の税収入の中で、その八五%までは個人組織の業主が負担するといふことにつきまして、この点において中小企業者が、他のものに比較してその負担が一層重いといふことが見られるのであります。そういう地方税に對しては、一方からは国税に對して所得税を通じて少額所得者に對しては負担を軽減してゐるので、国税、地方税を通じて見ればその地方税における負担の不均衡は是正されるという議論が唱へられております。尤も事實上扶養家族の非常に多い少額所得者の場合を考へますと、確かにその説の通りに

国税における負担の軽減によつて地方税の負担の不均衡が相当緩和されることは認められるのであります。併しなから御承知のように今回の市町村民税は、同一世帯内にあるものでも所得のあるものには各個人に別々にかかつて来るのであります。そういう点を考慮いたしますと、国税における負担の軽減によつて果して地方税の負担の不均衡が是正されるかどうかという事は、可なり疑わしいのであります。又一步譲りまして国税の軽減によつてその地方税の負担の不均衡が緩和され得るといたしまして、国税において負担が軽減されたから地方税の領域においては負担の不均衡をそのままにしておいていかどうかということについては、これは問題であらうと思われま

す。各市町村、各都道府県がおの／＼独立の財政主体として財政運営を行なつておられます以上は、その府県その市町村内の住民の各階層間において負担の不均衡があつてはならない、やはりその間に負担の均衡が保たなければならぬというふうに私は考えます。それでこういった地方税における負担の不均衡を是正するにはどういったことが考えられるかということについてちよつと申上げて見ますと、例えば市町村民税については法人に対する所得税額を設けるといふ説も出ておりますが、これはシャープ勧告において本来、法人といふものを従来の日本の税制の場合と違ひまして、個人と別個の納税主体と認められておりませんので、この点はなか／＼実現がむずかしいのではないかと考えられます。従つて法人に現在課税されておりまする均等割につきまして、法人の資本金額の大小によつて均等割に段階を設けるというふうなことも考えられるわけでありま

す。それから個人の場合におきましては累進税率を所得割に適用する。併しこれは今年に所得税に対して一八%と決まつておりまして、すでに所得税を累進にいたしておりますのでそのまま今年直ぐに使うことはむずかしいかと思われま

す。御承知のように所得税割は各人の所得金額に對しても課税し得るような組織になつておりません。それでまあそういった方法を使えば累進税率を適用するということもできるわけでありま

す。それと同時に個人の均等割額は今日の改正法では相当高いのであります。これを可なり下げるといふことも考えられるわけでありま

す。それから事業税につきましては、個人の場合にはその業主の労働部分に當るようなものも相当所得の中に含まれておるといふたような關係からして、法人に對して個人よりも事業税を幾らか高くする。又全体的に輕い累進税率を適用するといふふうなことも考えられるのであります。又固定資産税について免稅点を引上げるというふうな方法もあるのであります。改正税法に關しまする第二の問題点は、今回御承知のように地方税収入は四百億圓増収になるわけでありま

として適宜な方法が取れるような附加価値税を採用した方がよろしいとお考えですか、それとも事業税をそのまま残した方がよろしいのでございませうか。

○藤田公通人 附加価値税につきましては、先程から公通人の方からいろいろ問題が出ておりますが、私も附加価値税についてはまだ今後研究の余地が十分あると思っております。それで現在私の考えておりますところは、附加価値税は現在の日本の各企業の帳簿組織なり、その他の経理組織、又地方団体の徴税能力というふうなものから考えますれば、附加価値税をここ一、二年の間に実施するということは、相当無理であるというふうに考えております。併しながら、若しどうしても附加価値税を実施しなければならぬという場合には、これにはいろいろ問題もあるわけでありまして、附加価値の計算の方法を今までの税法では、総収入、総売上金額から総支出金額を引くという方法でやっておりますが、そういう方法は現在の日本の企業の状態から見ても非常に混乱を来した正確なものが取れませんので、むしろ利潤と労賃と地租と地代を計算するというような方法によると共に、税率はこれに可なり引下げざるべきである。それと同時に附加価値税というものは、税金の性質がまだつきりしておらないのであります。これを製品の価格の引上によつて転嫁する、流通税にするということもシャープ勧告にも認められておるようでありまして、これははつきりとして税率を可なり引下げると、収益税として税率を可なり引下げるという方法で実施するよりいたし方がないではないか、そういうふうに考えております。

○中田委員 事業税で、非常に中小企業の方に重く大きい法人で軽く徴税されておるようなことは、徴税技術の欠点、例えば国税におきまする税務署のような完備した徴税機構がある場合は十分防げるではないかと考えられる向もあるのですが、そういうことによつては是正されませんか、そういう中小企業に重くついている事業税に。

○藤田公通人 只今のお話のように徴税機構の点も勿論影響はいたしておるものと思いますが、併し税金の組織そのものが法人の場合には御承知のように所得の計算が非常に厳密に算出されるようにできておりました。中小企業の場合には、その中小企業の業種により又家族の労働に対する賃金というふうなものも所得のなかに含まれて普通は出されておる場合が多いのであります。そういうふうにして所得の計算の方法が両者において違つて参りますので、どうしても事業税の負担というものは中小企業者に重くかかるわけでありまして、若し附加価値税でありますれば、これは労働賃金というものは御承知のように附加価値額の中に算入されますので、従つて法人の場合にもそういうものが附加価値額の中に入つて来るというところで、法人の負担が相当重くなつて来るわけでありまして、徴税機構だけで問題は解決しないと思われまして、

○岡本委員 他に御質問ございませうか。

○相馬委員 この法案が前国会で不成立であつたために地方の財政が混乱を来たしておることはまあその通りだと思ひます。それで成るべく速かに通して頂きたいという一つの希望条件が述べられて、成るべく速かに通す前提としていろいろの条件を挙げられました。そのうちの二つに平衡交付金を増さなければならぬ。理由としては階級的にも、業種別的にも、地域別にも非常に負担の均衡というものが破れる危険性がある。これは政府提案説明の理由とはまるつきり逆のわけですから、そこで学者としての先生の立場から見ますと、こういうふうな平衡交付金を法的にまで措置して額を抑えそうしてそれを増加して、やがてバランスをとらなくちゃならぬということとは、逆の面から見れば現在論議されておりますこの地方税法案というものは、現実の日本の置かれておる地方の状況からは極めて矛盾に満ちた、又いろいろ面白くない内容を含んだ法律案である、こういうふうな了解してよろしいのですか。結論的にいうと、政府原案の地方税法案というものは誠にあれはおかしな法案なんだ、こういうふうな了解してよろしいのですか。学問的な立場から結構であります。

○藤田公通人 お答えいたします。地方団体に自治的な財源を十分與える、そのために増徴をするというやり方は、これは地方自治の発達のために一つの重要なやり方だと思われまして、ところが税源を地方へ與えて見まして、各地方の経済力に基いたし差違がある。これは否定し得ないのであります。それが、そうならば幾ら税源を與えて見ても貧弱な団体と富裕な団体との間に谷間ができるというところは、これは世界的な傾向でありまして、どこの国でもそういう現象は現われております。従つて平衡交付金によつて埋めなければ

ば地方団体の財源が十分に充たし得ないというところだけで、その地方税法が悪い、適さないというところは言えないわけでありまして、一般的な傾向としては、どうしても各地方団体間に、大都市を中心とした府県などには非常に税収入が殖える、そうでないところは税収入の殖え方が少い。そうしてその間に谷間ができて、そうして而も貧弱な団体にも大體國民的な水準の事業施設を行わせるというためには、これはどうしても平衡交付金が必要なのであります。これは決して今度の税法だけの欠陥ではなくて、根本的な経済社会の機構といひますか、そういう基礎から出ている問題であります。従つて今回の税法がそれだけで適しなというところは言えないと思われまして、その谷間が今回程大きくできることが適當であるかどうかということになると、これは税制の立て方によつて違つておりました。今回の税制では先程申しましたように、府県税では事業税とか入場税、遊興飲食税、而も農業には事業税を課さないというところ、谷間が一層大きくなるというわけでありまして、それから各階層間における負担の不均衡というところは、これは今の問題とは別でありまして、これは税制の立て方によつて或る程度緩和することは十分できると思われまして、

○相馬委員 今の答えは非常に問題を含んでいるが、或る程度制度の運用の妙を期すれば救ひ得られるであらう、こういうふうな了解いたします。

そこで今先生がお話されたうちの地方団体と地方団体の間の谷間の問題も、非常に大きな問題ですが、同時に、先生もよく御了解だと思ひます

が、今の日本の地方民は、地方税というものは国税に比しますとこれはゆつくり納めてもよろしいのだ、金ができてからゆつくり納めても仕方ないのだ、こういうふうな考え方が現実にあるわけだ。それとも一つは地方団体が財源を與えられても、日本の現実では不渡手形を預けられたようなものだ、私共はこういうふうに見ている。そこで總括的には制度の運用の妙味を發揮してはなかつたに救ひ難い矛盾を内蔵している。結論的にもさう了解してよろしいでしょうか、總括的に。

○藤田公通人 非常にむずかしい御質問ですが、矛盾と申しますか、税制の立て方のうちいろいろ問題があると思われまして、又一部からは税制の運用によつて救ひ得る部分も相当ある、そういうふうな考えております。矛盾の部分も勿論含んでおります。これは認められると思ひます。

○中田委員 固定資産税を都道府県から市町村に委譲しましたことは妥當な税制改革だと思われませんか。

○藤田公通人 固定資産税を都道府県から市町村へ移したということが妥當であるかどうかというところは、これはいろいろ問題を考えてはおりますが、御承知のようにアメリカの市町村の財源は財産税、実質的には今回の固定資産税に非常に近いのであります。これが市町村の財源の九〇％以上を占めております。そうしてシャープ博士の頭の中にも、来られた最初からそういう考へがあつたようなことを聞いておりますが、市町村の税源というものはこれはその市町村の事業施設によつて一番

利益を受ける家屋とか土地とか、又明確にそれが得るところのそのういつた不動産から上る税収入でできれば大部分を賄つた方がよいというような考え方があつたように聞かれています。税になつたのであらうと思われまゝ、それからその理由の外に、制度の運用の面からいましては、各家屋、土地それから特に償却資産につきましては広範に亘る都道府県の範囲を対象として評価したり徴税をいたしますよりは、市町村が主体となつて狭い範囲で徴税をした方がむしろ実情に適した徴税ができるのではないかと、さういうふうな考へております。

○中田委員 この度の改革で附加税制度がなくなつたのは非常な大きな改革だと思ひますが、附加税制度をなくしたことが府県間、市町村間の財政のバランスを非常に破りまして、そのため平衡交付金に非常に多く依存せざるを得ないという、特に農業県などがさうですが、さういふことによつて地方自治の財政的の裏付けが一層多く破壊されるというようなことは考えられませんか、その附加税制度の撤廃の是非です。

○藤田公道人 附加税制度が今回撤廃されましたことは、御承知のように日本の地方税といふものが昔からずっと附加税中心主義でありましたが、これを思い切つて廃止したということは非常に地方自治の発達という観点からは優れたやり方であると思われまゝ。それによつて各地方団体に税源の不均衡が生ずるということは今お話のような結果が出ると思われまゝ。併し私の考へといひましては、それよりも各住

民が自分の市なり町なり又県に一体とれだけの税金を納めておるかということに対する認識といふことが明確になることが地方自治の発達の前提條件である、そこから地方団体の事業施設、行政活動に対する批判も高まつて来るわけでありまして、さういふ点から見ると、附加税制度を廃止したといふことは少くとも地方自治の観点からいへば尊重するべきやり方であると思ひます。

○岡本委員 外に御質問ございませうか。それでは次に移ります。

住民税について、東京都議會議員、本島百合子君。

○本島公道人 今般改正されようとしております地方税につきましては、先程委員が申されましたように、大体四百億円の増額が見込まれておられるわけでありまして、これは国におきまして直接税で大体同額のものが削減された、その減税になつた分だけがそつくり地方税にかつて来るというような感じ方をいたしました。納税者の立場から申しますと、少しも減税にならないという感じが深いのでございまして。只今国民の生活は全く不安に覆られておりまして、納税の苦しさから生活苦、又生活の苦しさから自殺する人や或いは一家心中をする人達が数増して来ております。こうした時期におきまして、而も国民の所得は二十三年の下半期から段々収入は減少してきております。そして二十四年に入りましては政府でいたしました行政整理や企業整備、さうしたことにあります失業者等が非常に多くなつておる。中小企業や商業等の不振等によりますところの給料の遅拂が非常に多くなつて来ております。こ

したときに一〇〇%の納税を期待することができるといふことは、これは非常に疑わしい感じを持つておられるわけでありまして、従ひまして、こうした時期に過重な税金を決めるというのでは時期的大変な誤りではないか、でき得るならば、この本年度の収入が昨年度の収入と比べて、又インフレーション時代と比べて増えたとおるという時期であればよろしいと思ひますが、逆に減つておるといふ時期にこうした税金の増上をしようといふことは、非常に苛酷な感じがいたします。而も直接税におきましては地方税におきましても、大体二〇%から三〇%の納税不能者があるといふことは御承知のとおりで、物価は下つたと云われておつても、その下つておる物価でも買つたけの力が今勤労大衆の懐にはないといふことが言へると存じます。而も生きて行く上に一番必要な食料は、大体終戦後十一回目の値上をいたしました、百三十一倍となつておりました、この固定資産税などが決りますと、当然土地、家屋など、或いは電気、ガスなども上るだらうと予想されております。こうした時期に国民の収入が減つて来るというのを私は痛切に感じる次第であります。而も地方税中一番高率に上つて来るものは市町村民税でありまして、只今藤田先生からも申されたようにあります。市町村民税に至りましては大体二・五倍と申されております。併し私共の調査いたしましたところによりますと、三倍から六・七倍に値上りする、人によつては七倍近いものがあるという結果が出て来ると思ひます。大体の表をいたしまして現行税の合計と、改正にな

ります合計と、その倍率の上から見ますと、全所得年收五万円の方が現行では五百六十円であつた、これが改正案で申しますと二千六百円、大体四・七倍となるわけでありまして、年收十万円の方が現行では千六百円であつたものが、改正案で参りますと五千三百円となつて、四・六倍、二十万円の年收の方が現行では四千四百四十円であるものが、改正案で一萬二千五百円となり、二・七倍となつて参ります。大体この三十万円が中間になります。三十万円の所得者が現行で九千二百二十円、改正案で二万一千五百円となつて二・三倍となります。この中間のところが大體政府で言う二・五倍といふ考へ方であつて、五十万円の年收の方につきましては、現行では二万五千三百八十円となり、改正案では四万一千三百円となつて一・六倍となり、百万円の収入の方は現行で七万八千七百八十円、改正案では九万八千円となつて僅かに一・二倍となつております。この表から考えますと、如何に少額所得者が税金が重くなるかといふことが明白となつて来ると思ひます。大體二十四年度には国から一人当り千四百五十円と指示されて参りまして、その枠の中で累進課税的に均等割、家屋割、所得割といふようなものが入つておりますので、資産の多い方はそれだけ沢山の税金を拂ふたのであります。が、勤労者の少額所得者はその比率に少なくなつておる。ところが今度の改正案では均等割だけで計算されるものから、少額所得者程この住民税は高くなつて来るという事になつております。大體本年度の一人当りは二千八百四十九円六十銭と言われております

が、さういふ一つの枠があつて、その枠の中からどれだけをとつて行くといふことになりまして、個人の所得者に対しては、先程藤田先生もおつしやつたように、法人分が非常に安くなつておる。それだけの分を個人が負担しなければ地方財政の或る程度の徴収はできないといふことが考えられて、個人負担がもつと重くなりはいないかといふ不安を強く持たれておるやうな次第でございまして、法人分につきましては均等割だけになつておりますので、東京都の例で申上げてみますれば、大體今度の改正で三十億円の増額を見込んでおります。併しその見込まれたものの中には少額所得者に犠牲を多く拂わせる。先程の表で申しましたように、少額所得者程倍率の高い税金が決つて来るという事になりますので、私共はこの法人分の均等割といふのを均等割でなく、従前の資産割とか、或いは所得割のやうなものを何か考へて頂いて法人分を引上げて貰いたいというやうな感じ方を強く持つてゐる次第であります。殊に東京都の場合には大體ないやうで、これだけの増額をいたしましてもプラス・マイナス零で、納税者から言ひますれば財政は少しも豊かにならないし、私共の公共事業といふものがどういふふうになるかといふ不安を強く持つておるやうな次第であります。均等割につきましては、政府で決められようとしておりますところの都市におきまして八百円、一千円、税率といふものが決つておりますが、これは皆様方御承知でありますので、省略して頂きますが、大體制限税率といふものが決められますとき

には、当然地方の財政が窮乏しているところにおきましては、この制限課税までとるというところをお考え頂きたい。そういたしますと、八百円であるものが千円になるといふことはつきり御承知願つて、皆様方にこの均等割をお決めになったその上の方が非常に高くなつてゐるというところをお考え頂きたいと思ひます。均等割の個人分が非常に上つてゐるというところは、現行で大体東京都は百九十円であつたものが一躍八百円となる。そういたしますと約四倍半からの値上りでありまして、法人分は二千二百円でございますから一割弱の二百円しか上つておらないといふ結果になりまして、個人と法人が非常に税率の面で法人が守られてゐる、個人に過重な税金が課かつて来るというところがつきりいたすのであります。私が、私共はこの均等割に對してしまつても、もつと個人分に対する税率を下げて頂きたい。そうして法人分はもつと上げて頂きたい。そうして或る程度の開きを狭めて頂ければいいのではないかと考えておるような次第でございます。個人分を支拂いますときには、その支拂う人が大体所得のある成人と今度の改正されるわけでありまして、今の日本の勤労大衆の生活を見ておりますと、少額所得者の家ほど大勢の人を働かしておるわけでありまして、その一人一人にこの均等課税といふものは課かつて来るので、大世帯の貧乏やりの生活をしておるような所に住民税が非常に大きく課かつて来る。それに反しまして大邸宅に住んでおられて沢山の収入を取られる方は、自分一人で働いておつても尚生活に裕りがあるというやうな所でも均等割八百円だけでございます。

ますので、非常に矛盾を感じるわけでありまして。例えば防空壕や小住宅のバックに住んでゐる人達が、一家族三人世帯或いは十人世帯という所で三人、四人と働いていらつしやる家ほど税金が高くなる。大邸宅の豪壯な生活をしておられる方が非常に少なくなつて来るというやうなことは、私共といひましては最も考えさせる点でございます。いまして、この点を一つ独立した生計を営む者と改めて頂いて、従前通り世帯主一人に課かつて来るというやうなことは、或る程度の不平等は避けられぬのではないかと考えております。所得割につきましては、大体現行法で行きますと、大変高い累進課税となつておりますので、私共は大体そうあるべきだと思つておりました。改正案で申しましても、大体は所得割額の一割八分といふことになつておりますので、累進課税的になつております。併しこのことはもと／＼の基礎となりますところの所得割について私共は考えるのであります。何故かと申しますと、基礎課税が現行一万五千円から僅かに二万五千円に引上げたといふことは、大体一人々々の生活の最低生活が保障されるものであるかどうかと申しますと、この点の引上げ方はもつと引上げて頂いて、そうして勤労所得者が二五％から一五％に引下げられたといふやうなことは、勤労所得者にとつてはこれは基礎課税の引上げの効果を減殺するやうな形になつておりますので、私共はこの点から考えて来まして、多少累進課税的にはなつておつても、少額所得者が非常に辛い税率になるというところを考へ、この一八％というのを一つと切下げて頂きたいと願う次第であります。

ります。二万五千円の引上げと申しましても、それは月額にいたしますと二千八十三円弱でありまして、官公吏の最低号俸の給與で行きますと二千四百円でありまして、従ひましてこの人達がこの課税から逃れることができない。而も二千四百円で今日一人暮して行くことができるかといふことになりまして、絶対に生活の維持はできないといふやうなことになるわけでありまして、私はこうした意味におきまして、今回審議されております状態を見まして、附加価値税や或いは固定資産税についでには相当論議もされ、言われておりますが、市町村民税になりまして余り論議されてゐないやうに聞いております。而も私共実際に生活を立てておる者の立場から考えますれば、この少額所得者ほど税率が高くなつて来る、この少額所得者ほど税率が高くなつて来る、倍率が高くなつて来る、その市町村民税が決められようとしておるのでありますので、この一人々々の会計、殊に主婦達が財布を開くときにどんな思いをするかといふことを考へ合せますと、きに、何とぞ均等割八百円を少額所得者全部にかけるのではなくて、世帯主一人にかけるやうに訂正をして頂き、又法人分が法外に安くなつておるのを、そうしてそれの分だけを何と申しますか、個人分で負担しなければならぬといふやうなこうした矛盾を何とぞ皆様方の御覽察によりまして是正して頂きたい。そうして納得できる税金で完納ができ、地方財政の確立ができますことを私はお願いする次第でございます。以上を以ちまして私の公述を終ります。

○岡本委員長 本島百合子君に対する御質問を願ひます。

○鈴木委員 この前の国会において婦人代表として船田さんの奥さんから税に對する御意見をお聞きして非常に感銘を深くしたことを記憶してゐるのであります。その際のことを簡単に申上げて御意見を聞きたいと思つて、それが、現在家庭の主婦の立場に立つて、そうして子供を小学校或いは中学校、高等学校等に入れたおと、そして毎月々々PTAの会費とか或いは給食費とか或いは何とやうなことで非常に多くの金をお母さんにねだつて取つて行かれる。それを毎月計算をして見るといふと、まあ大体において年收十萬円くらいの方で二割一年に二萬円近くになるくらいになる、子供を三、四人学校にやつてゐると……従つてむしろこの方面が非常に辛い。そこで今度の税制では寄附を全然取らないといふやうな立場で以てそれが厳格にやられる。そうして税のみによつて学校のいろ／＼な諸経費といふものも賄つて行くことが可能であるといふことが、本場にこれが実施されるのであるならば、むしろ住民税のごときは實際安い。この程度の住民税で、それであと教育費を始めと取られないといふことになるとなれば、計算して見るといふこととお話をお聞きしたのであります。なすけれども、各学校にいろ／＼取られる経費と、この住民税との關係においてどういふやうにお考えになられますか。

○本島公進人 大体寄附行為といふことで、寄附の率を含めて今度の税制改革になつておると思ひます。東京都も六月一日に寄附行為取締條例というものを作りまして、寄附金募集を止めさせるやうな方法を取つております。併し、そうしたものも支拂つてやつておると自体がおかしいことであつて、国の予算なり地方公共団体の予算で以てすべてが賄われるといふことが原則であると思ひます。従ひまして私が申し上げましたのは、少額所得者が非常に高率にかかつて、法人並びに高所得者が非常に甘い汁を吸う、と申しますと悪いかも知れませんが、大体非常に保護されてゐる。こういう立場に立つて、今のあなたの御質問のように、寄附金を取られるならばむしろ税金で支拂いたいといふ方は相当支拂う能力のある方だと思ひます。現実にはそれだけ支拂う能力が今日の東京都の場合都民にないといふことが言へますので、税の建前から言つて、私は支出と収入の点については必要なる額だけを住民から取るのではなくて、取れたものの範圍内において最高度の仕事をし行くといふ建前を取つて頂ければいいのではないかと考えておる次第でございます。

○相馬委員 女性として一人の公述です。私共にお尋ねしたいと思ひますことは、只今鈴木委員がお話された中に現れておるやうに、寄附金の問題は全く主婦の方にとつては大きな問題だと思ひます。而もその寄附金の内容がなす重大なものが教育に關する寄附である。いわば親心の弱味につけ込んでどうにもこうにも納めなければ義利の済まんやうな内容を含んでおる寄附が極めて多い。私たちはこういう現実を知つております。そこで先の国会を私は存じませんが、船田さんといふ方が公述の中に、そういう寄附が全部廃されるならば住民税の課税は高くない

というお話ですが、このことはすつかり間違ひです。なぜ間違ひかと申しますと、私は今国会においてもこの法案の審査の過程において政府に質問をしております。そうしますと、国としては強制的に寄附行為を止めさせるような法的措置をする用意がないと言明しております。地方の條例を見たところが、現実に教員の給料までこの地方税によつて賄われるというこの段階においては、私は強制寄附は当然形を変えて又半租税的な性格を持つて主婦の皆さんのところへのしかかると私は推定されるのです。従いましてあなたは主婦の立場から、国家としてそういう強制寄附は止めるといふような強硬なる法的措置をこの際望まざるかどうかということが第一点です。

それから第二点は、市町村民税の均等割の問題に論を及ぼしまして、極めて立派な資料を示されての諄々のお話で、非常に参考になりました。その中に制限課税まではどうしても取られる傾向があるからさう承知しろというお話が教訓的な意味であつたのかから出ておりますが、私もさうだと心得ております。そういたしますと一つ問題がありますことは、大きな所得を持つておる者は比較的楽かも知れませんが、実はこの法案を見ますと、生活保護法によつて補助を受けておる者は一銭も納めない、ところが生活保護法によつて補助を受けていないところをどの人にもおしなべて八百円かつて来るわけですか。そうするとあなたの御意見ですと世帯主一人につ

てかけるように持つて行つて呉れと申しておりますが、この問題については如何でございますか。この二点について特に御意見を聞かせて貰ひたいと思ひます。

○本島公述人 御質問は後の方から答へさせて頂きます。今言われました通りに、今日生活保護法を受けておる人と生活保護法を受けないですれ／＼の線の人たちというものが非常に多いというところは戦争により戦争未亡人で、それからその後におきます未亡人の方たちを調査いたしますと、全く生活保護法を受けなければやつて行けない立場でありながら／＼の條文に引つかつて受けられないという実情にあります。そういう人たちが均等割八百円を拂うということについては、

という御質問であります。私先程申し上げるときに申したのかも存じませんが、こゝいう点につきましては或る程度の免税点を設けて頂きたい、その家族と収入の度合において最低生活の維持できないところ、一つの線を設けて頂ければよいのではないかと考へておる次第であります。

それからもう一点の強制寄附についてでございますが、これは私は政府に對しても強制寄附については当然止めて貰うという考へ方を持つております。そして少くともにかゝらゆる意味におきまして、国家予算でも地方財政でもどつかに冗費というものがあつて、その点からも、或る程度のこととは緩和されるのではないかと、こゝういう考への下に強制寄附ということはいふに止めて頂きたいと痛切に

考へる次第であります。

○相馬委員 もう一点。多分お子様を學校に學ばせておられると思うのですが、お母様の立場から特に教育費を、而も義務教育費を全額地方財政の下に課税せしめるというこの本法案の行き方に対しては如何お考えでしょうか。

○本島公述人 このことは曾て昭和七年頃だつたと思ひますが、間違つておりましたら皆様方の方が十分に知つていらつしやると思ひますが、やはり今と同じような状態で地方の先生方が殆んど給料を貰えなかつたという姿があつたと思ひます。そういうことを考へればやはりこれは地方税にだけによるのでなく、やはり国と考へ合せて貰うべき性質のものだと私は考へております。

○竹中委員 ちよつと一点お伺ひしたいと思ひますが、住民税だけで御研究になりますか、非常にさういふふうになりますか、この度の税制は固定資産税とか、いろ／＼なものの総合的の税制でありますので、必ずしも私達考へますと、零細な人がうんとやつて、中ぐらゐの人が非常に輕くなつたといふことは考へられないやうに考へますが、この固定資産税その他の問題に對しまして御研究になつて御発表になつたのでございませうか。

ただ住民税のみを取上げますと非常に不均衡になります。外のものを総合いたしますと、或いは私も先程の藤田さんが申されました通り、少額の収入者の方がちよつと重いと、こゝういふことは認めますけれども、ただあなたのお説を伺つておりますと、まるつきり外の者は少く少額収入者が多いといふやうに受取れますが、その点を御

研究になつて御発表になつたものであります。その点をお伺ひいたしませう。

○本島公述人 固定資産税につきましても、藤田先生の意見と私は大体同じような意見を持つておりました。この倍率についてはもつと引下げるべきだ、時価換算の問題につきましても又本日の新聞あたりに一・六といふやうに言われておりますが、この点につきましてももつと下げるべきものだと思ひております。併し市町村民税の考へ方といひますれば、固定資産税において課税するものは勤労者の全部でないと思ひます。而も又勤労者の人達が家を借りておるとか、土地を借りておるといふやうなことで家賃や土地の値上りに撥ね返つて来ることは又火を見

るよりも明らかでございますけれども、私はこれは全部の人が持つておると言われたいのですから、例えば勤く人達の立場に立つて、その人達の線には少く考へております。従いまして住民税の方が苛酷になつて来る。撥ね返りの線で申しますれば、これは税の話と違つて物価の問題に入つて来るのじやないかと考へておるやうなわけでございます。

○竹中委員 固定資産税の方は大体三倍以上になる、こゝういふことになりまうので、この点よりしますと、まあ三十万円とか或いは五十万円の例をいろ／＼御説明になりましたが、これと市町村民税とのバランスをとりますと、馬鹿に違つたといふやうにはならないと私は考へますが、あなたの方では今の家賃の問題があるから非常に違つたとお考へになりますか。

○本島公述人 そうでなくて、土地や家賃を持つておる勤労大衆、少額所得者は少いというわけなんです。それで結局その上つたものが当然地主、家主さんが支拂わないで、店子にかけて来る場合には物価の撥ね上りとして歸つて来るから、この税金の立場からとれば私は固定資産税の方がいいと言ひます。

○吉川委員 本島さんの主として住民税を中心としてゐる／＼な御意見、大体において私も賛成の点が非常に多いのでありますが、別に本島さんの御意見に反對の立場から申上げるわけのものではないのでありますが、本島さんがおつしやいました一家のうちにおいてそれ／＼の所得者に個々に一人一人均等割及び所得割の住民税が賦課されるというところは従来に比べて非常に増税になるからして、従来と同じやうに戸主、或いは主帯主にだけこれがかかるやうにして呉れという御意見であります。この点について非常に御尤もだと思ひますが、併しながらシャウプ勧告がさうしたことを指示しておりますのは新憲法の精神に副うて、従来の日本の家族主義を個人主義的な観点から還元して行こうといふことの考へが相當にそのうちに含まれておると思ひますが、勤労者に対する税金が多賦課される。これを軽くしてやらなければいけないという点については全く同感であります。さうしたシャウプ勧告が意味しているところの家族主義より個人主義へといふことの立場は私は重んじられなければならない考へじやないかと思ひますが、本島さんは婦人解放運動に従事していらつしやると思ひますが、こゝういふことの矛盾といひますか、相関性といひます

年あたりと村民の負担は大した差がないとまあ数字の上では申しますが、現に農家として、**「なす二個三十**

錢、「きゆうり」一貫目二十円といつたような、昨年、一昨年あたりのインフレ當時と違ひまして、相当窮迫した農家經濟、いわゆる農産物価の低落によりますわけでありますが、これらによります農家の懐工合の頗る悪くなつた状態、それから来る方が相当大きな問題だと思ひます。ただ金額の数字、いわゆる村から出て行く税金の額そのものは、昨年、一昨年と、今後の場合も大した数字の差はないけれども、その数字は一昨年の五百万と今年の五百万は、その五百万を稼ぐための力は容易な負担じやないと思うのですが、昨今のトマト一貫目三十円、「すいか」一個六十円といった最近の農家の収得の状

況から申しますと、相当農家は苦しい立場に現在事実追い込まれております。ですからその同じ一萬円の負担でも、昨年の一萬円の負担よりは今年の一萬円の負担の方が、昨年の倍以上に骨の折れる実情になっております。そうしたような点の方が大きくあつて、何もこの地方税の金額そのものじやないかと思ひます。そうした方からの負担の重過が何より一層苦しい状況じやないかと想像されております。

それから具体的に申しますが、地方税の原案によりますと、荷車税が、

それが大小に拘わらず牛馬が八百頭となつておりますが、この点農村の要望としてしましては、先ず規格に大小を付けて頂きたいというような要望がございす。それはこれまでの荷車税と申しさすものは、大は十六平方尺、中は十

方尺から十五平方尺まで、九平方尺以下が小で、大中小の荷車税の階級があつたのでありますが、今度の原案によりますと、大小に拘わらず、牛馬八百四となつております。これも小はともかく大中ぐらゐまでは階級を付けた方がいいのではないかと存じます。この点は農家の側として極力要望いたします。それから自転車税と荷車税の月割計算の問題ですが、現在の制度ではその計算の方法はできなくなつております。四月一日現在の賦課期日になつて

定資産税については、第三百八十條以下に非常にこれについての詳細な規定が法案にはありまして、又そういうことについて府県が中心になつていろいろ指導をするということの任務を府県知事が負わされておることになつておるわけであります。が、法案のどういふ点について、如何なるところがそうした評価ということについて一番困難であるかというようなことを、もう少し具体的に法案を中心にして伺いたいと思ひます。

○鈴木委員　自転車税、荷車税を一ケ年に一度、四月一日現在で以て課税をするということについては、只今お話の通り四月一日或いは四月二日以降に購入したり、取得した者は一ケ年間課税されないというようなことになって、非常な不合理があるのではないかという点を実は私も考えて、そうして今月割というお話でしたが、それよりも、そういう自転車を購入したというような場合に取れるというのじやないかという方としてはいいのじやないかという

ことを申ししたのです。男侍を
○眞通公述人 お答えします。面倒とい
いう点は、恐らく職務執行上ないと思
われませんが、ただいゆる脱税した者が
随所にできますと、その方からい
ゆる税金の何と申しますか、役場として
非常に困るのじやないかと思ひます。
○岡本委員長 外に眞通君に御質問ご
ざいませんか。
それでは午前は終りました。これで
休憩いたします。二時から続行いたし
ます。

午後零時五十二分休憩

ち新憲法発布以前のごとく、国に依存してその自治体の財政を図る、こういうようなことは根底から改革しなければならなくて、国の収入は収入、地方自治体の収入は収入と、おの／＼その分野を異にして財政上の裏付けが独立性を持たなければならぬ、こういうのでありますから、私はこのシャウブ博士の勧告を待つまでもなく、こういう線によつて税制を改革しなければならぬ、こう考えておるのであります。併しまだはつきりとしたその税制

おります。ですからいわゆる脱税のできるような方法にあればできておるのです。ですから脱税のできないような方法に改めて貰いたいと思います。そうして月割計算の実施をお願い申し上げます。例えば三月二十九日が自転車を買えば、四月一日現在が賦課期日一台買えば、四月一日現在が賦課期日

○眞道公達人 お尋ねの点でございますが、私も余り詳細には調べておりませんが、例えば評価につきましても、隣り合せておりましたが、農家の場合は、インフレで儲けたいいわゆる最近の闇財閥といいますが、そうした農家の家屋と、それから何十年となく修繕されていって、さうした農家の家屋と

意見を政府に申しましたことは、かういふような行き方ということには、非常に繁雑であつて、非常に面倒くさい、役場からいふと……。だからもう四月一日現在でばつと取つてしまふ。その役買つたのは止むを得ないのだといふうなことに行かなければ、実際にいふやうなのだといふうな答弁が

午後二時十六分開会
○岡本委員長 これより休憩前に引續
き公聴会を続行いたします。
地方自治体と財政及び税制改革に
いて、都道府県議会議長会会長石原
明君にお願いいたします。

の分野或いは又國家の事務、地方自治体の事務との分野というものが曖昧混沌としておつて明瞭を欠いておりますから、先ず以て本當の税制を確立するといふ上には、國の政治の範圍内に屬する行政事務と、この自治体の權限に屬せしむる權限との分界を先ず以て明

の対象になつてしまふのであります。すなはち四月一日の昭和参議の期日です。四月一日現在ですから、この人は税金がかからなくなつてしまふ。ですからこうした点を省く意味において、自転車税の月割計算徴収といふことの設備を早急でござります。附

を比較した場合に、一方は何十万という評価が下されようとする場合、一方は形こそ整つておりますが、すでに相当腐敗が基たしくなつておる農家の二つを例に取つた場合に、いよく評価委員がその家屋を算定する場合に、なかなか容易ならぬ苦労があるのじやないか。

ありました。役場等においてはそ
ういふこととあります。その実情を
聞きたいと思います。

○眞通公述人 実は役場あたりの意
の一つを、昨日実は田舎の町村役場
伺つて調べた結果ですが、そういう
望がございました。

○石原公述人　私の申上げるとは、只今委員長からおつしやいました地自治体と地方財政及び税制改革といふ表題であります、先ず第一に、地自治体のあり方について一言簡単に上げたいと思います。

御承知の通り今度の憲法並びに地

らかにしなければならん。これによつて財政需要額というものが明らかになつて来るのですから、今度幸に行政調査委員会というものができて、国と市町村或いは都道府県という自治体との關係における行政事務の分野を明確にするということは、全く一層早くやつ

と、の遺憾を以て三館へとていふ。を
を取る方には大体力が入つてしまいまし
たが、これは町村役場あたりの要望が
入つております。

大体以上でございます。

○岡本委員長 眞通君に対して御質問
でございますか。

○吉川委員 固定資産税の評価が非當

かと思われまゝです。ですからこの評価委員の者は、相当建築方面の熟練を必要とするでございましょうし、村としても相当信用のおける人物をその評価委員に据えなければ、なかなか村民が納得しないのじやないかと思われまゝです。例えばその家屋が十万と言つても、

○鈴木委員 いや、それは月割でや
ということは、月割で取ることは経
ばかりかかつて、人の一人も二人も
まあ極端に言えば余計役場が人を増
なければならんというようなことに
る。少しばかりの税金でそういう業
なことをやれない、だからむしろ一

自治法によつて見ますと、地方自治体に対して高度の独立性を認めておきます。従つて國の政が國民の政治でると同時に、自治体の政治は自治住の行ひ政治である、こういう建前に法されております關係から、國の配力を自治体に及ぼさない、自治体

て頂かなければならぬという感じがする。要領といふものが現れて来るから、

に農村等において困難であるというお話をありましたが、私もその通りだろうと思うのでありますが、ここへおいでになるのに、多分地方税法案を相当読んで来て頂いたと思うのですが、困

なかく農家はその十万という数字を……、無論詳細な評価の方法があると思われませんが、そうした点が農村としてはむしろいいのじやないかと予想されておるわけなであります。

年に一度取る方が簡單でいいのだと
う政府の説明であつたけれども、そ
ういふうに現実の役場というものは
割とか、そういうことにすると非常
面倒なものでありましょう、こゝにい

自治体で独立してやつて行かなければならん、こういう建前になっており
 するから、私共は一応自治体の関係
 として常にその線に沿うて進みつつ
 るのであります。従つて税制の問題

は、それと相違するだけの収入といふものが出る、出さなければならぬ、こう思っているであります。併し財政政上、自治体の財政需要額というものが、各自治体の状況、即ち貧富或いは

人口その他担税力の多い少ないという点において、非常に甲乙があるのでありますから、まあ幸にして、これは平衡交付金で補う、こういうのですが、私共の考えから申しますと、自治体の独立性を完全に維持するという上からいいますと、この平衡交付金制度というのは、余りよろしからん、即ち国家が貧弱町村に対して財政需要額に相当する収入の不足を補填するというのが眼目になつておりますから、従つてその点については、やはり国家依存という觀念に囚われる虞れがあるから、私共平衡交付金制度というものは、先ず満腹の賛成はしておりませんが、併しまだ日本はそこまで行つておりませんから、止むを得ない暫定の措置と思ふのであります。従つて私の申述べることは、只今申した高度の独立性を持つて、関係上、国の支配力から離脱する。独立的に財政を裏付けして貰う、こういう線に沿つてすべてのことが、税制の改革又は税制制度の確立というのをしなければならん、こう思つております。私はそれだけ申し上げまして、その程度で一つ。

○岡本委員長 それでは只今の石原永明君の発言に対して御質問ございせんか。

次に地方自治体と財政及び税制改革について、全国市議会議長会会長小澤二郎君。

○小澤公進人 只今御紹介を願ひました全国市議会議長会の会長を勤めまして頂いております横浜市の議長小澤でございます。

私は地方自治体と財政及び税制改革について申し上げて頂くことに相成つておりますが、実は、前回の第七国会

会において地方税法案が審議されておりました際、私共の全国市議会議長会その他市長等と協議を重ねまして、この法案は地方税制、地方財政確立の基礎をなす画期的な法律案であるという観点に立ちまして、これを速かに是非通過させたいと思つて、地方自治体の財政に根本的に安定を與へますことであり、延いては市町村の運営に支障なからしめるゆゑであると存じまして、これが通過成立方につきまして、参議院の全議員各位に懇請の陳情をいたしました次第であります。不幸にしてその成立を見るのができなかつたのでございまして、申上げるまでもなく地方自治体の財政の根本的な欠陥は、地方における財源の貧困にあるのでございまして。特に独立財源である税財源が僅少でありまして、地方財源の大部分を中央に依存しているために、地方自治体の財政は全く自主性が失われております。誠に遺憾な事実なのでございまして。大変失礼でありますが一、つ横浜市の事例によつて市町村財政における独立財源としての税収入と中央依存の財源との占むる割合をここに申上げて見ますと、昭和二十年度の横浜市の市税が僅かに一〇%でございまして、国、県の補助金、配付税、市債等が五四%になつております。昭和二十一年の市税が一五%、国、県の補助金等が六一%、昭和二十二年は市税が一九%、国、県の補助金等が六七%に相成つております。二十三年度の市税は漸く二六%に達しました。これに對しまして、国、県の補助金は五三%という割合でございまして、税収入を基礎とすべき近代財政生活におきま

して、五大都市の一つである横浜市の財政におきましても、その市税の占むる割合が、只今申上げたように、昭和二十年度においては僅かに一〇%であり、二十一年度以降は警察、消防等の移管と人件費膨脹等に伴います税源付與によつて行いました三度の税制改革によつて、二十三年度は漸く市税が二六%に増加しているに過ぎない実情でございまして。二十四年度はまだ決算が済んでおりませんが、正確な数字は申上げられませんが、恐らく前年度と大差ないという実情であると私共予想しておる次第でございまして。

こうした現状にありますが故に、シヤウブ勧告にも指摘されておりましたように、地方自治団体といたしましては最も避けなければならない巨額のいわゆる強制寄附が、種々の形によつて余儀なく住民に負担されていること、全く隠れもない事実でございまして。これらを救済するには各方面にいろいろ御議論があるとは存じますが、先ずこの税制改革の実施に待つよりいたし方がないと思つておるののでございまして。地方自治団体といたしましては、この法案の一日も速かに実施されんことをお願いいたしております。恰かも早急に慈雨を望むという状態にあるのでございまして。併しこの税制改革によりまして、当然市町村民税が住民の大きな負担となるべきものであり、又その徴税技術の上から申しましても、種々難点が生ずることは想像せられるのであります。とにもかくにも一応これを実施した上で、将来実情に即して改むべきは改めましても取立て遅くはないことと私共考えております。併し私共といたしまして、

許されることであるならば、幾分でも負担の軽減されるように修正されることを望んでおります。併し諸般の情勢がこれが困難であるといふますならば、まあ折衷案といふような形でも解決がつかないのでございまして。これは一つの例でございまして、固定資産税の税率にいたしまして、固定資産税の評価基準の場合でも、まあ最高と最低の基準を示されまして、各都市の状況に応じて適当に按配できるように弾力性のある方法をやつてもよいのではないかと私共考へておる次第でございまして。市町村民税におきましても相当の弾力性を持たして頂いて解決する方法があるのではないかと思つておるのでございまして。この場合各都市はその倍率に對しまして有効適切に運用して、その効果を挙げておるや否やによりまして、平衡交付金を加減するといふような妙味も十分發揮できるのではないかと考へております。而も全国各府県、各市町村の財政状態は様々悪いのであります。が、悪い中にも相当の優秀のある点にも十分御関心を持つて頂きたいのであります。これを画一的に律するのと可否をも十分にお考え置きを願ひたいのでございまして。いずれにいたしましても、今臨時国会には是非此の法案を通過して頂いて、前国会において地方税法が不成立になりました結果、全国地方自治体に重大な影響を與えておりますことは申すまでもありません。御承知の通りでございまして。このため地方自治体はその財源確保をいたしまして、全般的に抑制を加えております。諸事業、諸施設の繰延べ、停止を行なつております。繰延べ抑制のでき

得ない給與費、民生事業費等の絶対経費のみを平衡交付金、市債の前渡し、或いは預金部資金の短期融資等によつて辛じて賄つておるような次第でございまして。これ以上空白が続いて参りますれば、地方財政は崩壊するのではなかつたかといふふうな憂慮されておるわけでございます。全国市町村が毎日無理算段をしてやり繰りに浮身をやつしておるという実情に御理解を頂きたいのでございまして。シヤウブ税制は、これだけの改革でございまして、この間に時間を以てしなければ完成しないことと思ひましたのでございまして。一応地方財政の基礎を軌道に乗せて頂く意味において、地方税法を通過成立せしめられるようお願い申し上げます。私の公述を終ります。

○岡本委員長 小澤二郎君の公述に對しまして御質問をお願いいたします。地方行政委員会が審議の過程におきまして、地方税、特に大都市の税収が多くなることは地方自治の拡充のためには非常に結構であるが、どうもそれが放漫な使途に使われるようなことになりはしないか。殊に接待費とか宴会費とか、そういうものに浪費をされる傾向が多分にある。それは都道府県としまして、又市の状況を調べて見まして、年々そういう食糧費とか、交際費とか、そういうものの額が著しくかかつて来る、こういうところが、証明ができる、こういうところが、この点に對しまして各委員に大分懸念を持たれておる向もあるのですが、その点を御説明願ひます。

○小澤公進人 前回の第七国会の委員会でも何かさういふような御発言が委員の中からあつたというように、又本

會議ですか、そういうふうなお話があったというふうな伺つております。只今委員長からお尋ねでございますが、私共も御同様そういう懸念は十分持つておりますが、少くとも私共議院に席を置く者は、そういう点において将来他から非難をされないような立場において十分自重して参りたいというような覚悟を持つております。

○岡本委員長 外に御質問ございませうか。では有難うございます。

次に同様の地方自治体と財政及び税制改革について、全国町村議会議長会会長齋藤邦雄君にお願いたします。○齋藤公述人 私は只今委員長から御指名を受けました全国町村議会議長会会長であります。地方税法の問題につきましては、前の国会以来両院で関係の皆さんに対していろいろお願いを申上げて、たび／＼御面接もいたしまして御無礼をいたしました点は、この際お詫びを申上げたいと思つてございませう。

本日は御指名を蒙りまして公聴会に罷り出しました。只今都会の石原議長、それから市の全国会長小澤氏とお二人からお話のありましたのと大体重複をするようなことを申上げようになりまして、聊か恐縮ではあります。私は全国一万二百有余の町村議会の代表者という立場から、地方自治体の関係者として、特に皆さんに今回是非ともこの地方税法を成るべく早へ通過して頂いて、その成立によりまして先ず地方自治体の確立をするというスタートを切らして貰いたいとかように先ず冒頭に考えておるのであります。

御案内のように今回我が国といたし

ましては、国税及び地方税のいわゆる税制につきましては大改革が行われんとしつゝありますことは、我が国再建の上から考えまして誠に感慨の深いものがあります。もとより只今小澤氏からのお話のありました通り、税の内容個個に当りましては、それ／＼の／＼の考へが異なり、いろいろ御意見もあることは考えますが、先ず先程石原氏からのお話が出ました通り、従来六十有余年の久しきに亘りまして、我が国の地方自治体がともかくにも中央の監督指導を受けましてやつて参つたことは事実であります。かような結果になつて、国の建直しをして行く、これから出直しをして行くといふことにつきましては、従来のようにいつまでも子供が親に厄介になる。かようなことは精神的においてもこれは改めなければならぬことである。況んや自治体におきましては、互いの住んでおる町なり村なりが、お互いが一つ持ち寄つて、そうして気持ちのいいところの明るい町なり村を建設して行く、こういうことにならなければ、私共は日本の再建は期しても得られないことであると常々考えておる次第であります。そういうようなことから参りまして、今回はアメリカのシャウプ使用の勧告にもあります通り、先ず地方の自治体は必ずから一つ賄いをいたし、国への依存を成るべく避けて、そうしてみずからこれを治め営んで行くようにという勧告がありました。誠に我々としたしましては、地方の住民として大いに考えを新たにせなければならぬことは御承知の通りでありまして、私が申上げる必要もございませうが、さようなことと同時に、今回の税

制の根本的理想といたしますところは、国税を減じ、地方税を増額する。先程午前中の公聴会の際にも伺つておりましたが、国税を減じて地方税を殖やしたのでは何も税制の何はないのじやないかという御説も多少ありましたが、私はそういうようなことも一応の理屈はあるとは存じますけれども、とにかく地方が独立をして行くといふために、国家への依存をなくして、地方のみずから賄つて行くといふ建前から出たことであるのであります。から、これは当然なことではないかと考へておるのであります。而して国税と地方税との関連におきまして負担の均衡を図り、そうしてひとしく生活をして、ひとしく事業をやる者が均衡を得たところの納税をするといふことは、これは当然なることとありまして、何ら議論の余地はないのであります。今日までこれこれ言われまことはただ課税技術の上において人間のやることでありまして、国税においても、地方税においてもは向然りでありませうけれども、多少課税技術の上に欠陥がありまして、お互いが納税をするといふところまで参つておりませうけれども、私はこれは税の額の多い少ないといふことによつて納税をする、納税をしないといふような従来の考え方は、我々地方民といたしましては先ず第一に改めて行かねばならぬことではないかと考へております。これは要するに先程も申述べました通り、お互いの町はお互いで一つ経営して行くのだ。こういう建前になりまして、これだけこの町の予算がかかる。そういうことであるからして、これ／＼の税金がこれ／＼かかるのだといふことになりまして、よく

これを町村民に納税の行くようにお話をいたしましたならば、私は町村民も必ず喜んで納税をして下さるものと考へておるのであります。かような意味から申しまして、今回の地方税法につきましては先程小澤氏からお話がありました通り、いろいろ内容についてはそれ／＼御議論もあり又修正をという御意見も拜聴しておりますが、これらは挙げて世論をお聴取り願ひまして、国会において適當なる御決議を願ひたい。これは結構でございますが、地方税法そのものを先ず一つ今回は通過成立せしめるようにくれ／＼もお願いを申したいと考へて、去る七月七日におきまして、全国議会議長大会を開いて決議をいたし、政府及び各関係方面にお願ひをいたしたような次第であります。これが私の申上げます第一点でございます。

次に第二点は、平衡交付金を或る程度増額するように皆様の御配慮をお願いいたします。これは先程石原氏からお言葉がありまして私も或る程度同感であります。平衡交付金というものはやがて将来はこれは地方が独立して経営をして行く上から行きますれば、理想としては平衡交付金は必ずしも適當なるものではないとも考へますが、現在暫らくの間はこの地方の自治体でこぼこぼこあります。これを調整する一つの力を持つております平衡交付金であります。からして、暫らくの間は平衡交付金制度というものは私は必要であると考えっております。併しながら特に今年は御承知のように一ヶ年間の税金を、この地方税法の成立遅延に伴ひまして、下半期の後の半年に大体徴収をいたさなければならぬ、納税者は納税をせなければならぬというふうな特殊な事情がございまして、これは地方自治体といたしましては若干徴収の困難を見る面があるのではないかと考へます。さような場合にはどうしても平衡交付金において一応賄いをつけて頂くというようにいたして頂かんとということ、工合が悪いのではないかとということも考へるものであります。そういうふうな意味から今回は特にこの平衡交付金につきましては御考慮を願ひように願ひたいといふことが第二点であります。私が申上げたいと思ひますことは以上の二点でございますが、今回の第八国会におきましては何とぞ皆さんの御配慮によりまして成立をいたし、地方自治体が将来に向つて見通しのつくところの運営ができるようにお願いをいたしたい。かように考へて公述をいたした次第であります。

○岡本委員長 只今の齋藤邦雄君の公述に御質問ございせんか。

○安井委員 岡定資産税その他で相当町村の徴税事務が煩えると思ふのですが、徴税機構から見まして小さい町村で非常に困るといつたようなこと、或いはボスの跳梁するといふような御懸念はありせんか。

○齋藤公述人 お答え申上げます。只今安井さんからのお尋ねがありました。それは御尤もなことで、御承知の特に私共の関係をいたしております町村は、徴税機構と申しますと甚だ貧弱なるものであります。今回の地方税法が成立をいたしました曉には、これは当然或る程度の徴税機構を完備しなければならぬと考へておまして、これについてはいろいろ研究をいたして

おりますが、どこの市町村におきましても徴税機構の拡充整備を図りましてやつて行きたいという考えは持つております。

○石川委員 固定資産の価格の査定について審議会が持たれて、納入者の異議の申立をするような機関が作られてあります。これについて先程も大分、一年ぐらゐの間では到底適正な査定がでないだらう。相当異議も出て来るだらう。混乱が二三年も続くのではなからうか。それについてどういうふうにお考えであるか。

○斎藤公進人 これはどうもお尋ねの通り、何にしても初めてやることでございいますから、多少の混乱と申します必要だと思ひます。併しこれはおのの町村におきましてその町村の事情に即した方法を審議会なり何なりで取つて頂くということになれば、そう長く二年三年混乱をして、殆んど固定資産税の評価審議に當つてたゞと紛糾することが長びくということは、私はないと思ひます。成るべく早くそういうことは解消をして、軌道に乗つて頂くように、先程安井さんのお話の徴税機構の改革のようなことにも関連をいたして、そういうふうによつて頂きたいと考えております。

○石川委員 そこで先程の午前の御意見の中にも、固定資産の査定の中にはボスが横行するであらうというふうなことが述べられておりましたが、そういうふうな懸念が、全国的に見まして査定の上でございませんでしようか。

○斎藤公進人 これは私は、ボスが横行するかしないかというふうなこと

は、今日はちよつと考えておりません。……次は事業に対する課税について、全日本通運労働組合、川淵義光さんお願いします。

○川淵公進人 全日本通運労働組合の川淵義光であります。今議案に提出されましたところの地方税法案の中におきまして、附加価値税の問題につきましてはこの実施が昭和二十六年の一月一日に延期されるというふう聞いております。併し今日の新聞を見ますれば更にもう一ヶ年延期いたしました、昭和二十七年一月一日から実施ということになつておるやうであります。私及び私と意見を同じくしてありますところの国会競争委員会に参加するところの五百万労働者は、これに対して全面的な反対を表示いたしまして、これの撤回を要求するものであります。與えられておりますところの時間が僅少でありますので、その理由を極く簡単に申述べて見たいと思ひます。第一番目には、この附加価値税というものは、勢い労働者の犠牲によるところの税金であり、更にこれが著しいところの労働不安を醸すものであるというところであります。即ちこの附加価値税におきまして、その計算方法によりますならば、総売上金から特定の支出を除いたし、またしたものに對しまして、全部課税標準となるというふうになつておりますが、こうした場合に私達労働者といたしまして、最も注意を拂わなければならぬ問題は人件費に對してそれに相當する分の税金が課せられる、こういうことである。このことは勢い沢山の従業員を擁しておる会社程多

くの附加価値税を徴せられる結果になりまして、これがどういふ結果になりますかと申上げますならば、今後の経営者というものは一応我々の賃金を支拂う場合に、人件費に相當するところの附加価値税を先ず天引きして置いて、そうしてこの枠の中で我々の賃金を操作するであらうということが考えられます。それといたしましてならば、私達は今與えられておるところの賃金がそのまゝの形で行くならば、この賃金から何%かの附加価値税相當部分の引かれたい。それが我々の賃金と變つて来なければいけない。若し会社に業績があれば又今の場合と同じやうな賃金が與えられるであらうけれども、併し現在のやうな不況時代におきましては、当然にこれが賃金の切り下げ、或いは人員を整理したことによつて、我々の賃金が賄われるというふうな結果になるのであります。これは名目上は資本課税でありながら大衆課税、我々労働者の頭にかかつて来るところの税金であるというところに大きな不満を私達は持つのであります。一例を申上げますと、日本通運株式会社という通運事業を営んでおります会社におきましては、昭和二十四年度の下期におきまして、総収入金額が百八十二億二千三百九十六万幾らというものに対してしまして、この人件費総額が実に百億二億二千万四千、約五割六分という割合に相成つておるのであります。こういうふうな龐大な人件費を賄うところの会社にありましては、その附加価値税の殆んどは人件費によつてこれが賄われる。つまり我々労働者が資本に代つてこの附加価値税を負担しておるという結果になるのであります。仮に今申上げま

した日本通運の場合の人件費に相當するところの附加価値税が幾らになるかと申上げますならば、政府原案によりますところの選択の場合に適用いたしまして、これが約百分の二というふうになりまして、二億四百四十万円に附加価値税が人件費のみによつて増加されるものであります。こういうふうなことから我々としては何としましてもこの附加価値税というものは何としましても得がでない。この附加価値税を了解できない態度を表明するものであります。

それから第二番目といたしましては、この附加価値税は、決して適正な課税標準を設定することができないというものであります。このことは前回の国会におきまして地方税法が不成立に終つたという原因でもありまして、し、又今回提案されましてこの理由の税金の二ヶ年延期というところの理由の一つにもあると思ひますが、このように適正な課税標準の設定というところは実に困難な事業でありまして、これは現在日本にありまして、この各種の業体、各種の規模を有するところの標準を設定するといふことは何人もなし得ない問題であります。こういうやうな問題をいい加減にいたしまして、そうして画一的な課税標準にいたしますならば、そこに大きな混乱が生ずることとは當然であります。先に例を申上げましたところの日本通運の場合におきまして、これが事業税によりまして、二十四年度の下期の実績によりまして六千七百七十七万四千の事業税でありまして、附加価値税になつた場合には、これが三億六千四百万幾らという額に

上りまして、大体六倍の増税になるわけでありまして、これが日本通運の場合であります。これが百貨店の場合におきましては事業税に對するところの附加価値税の倍率は三・二倍でありまして、更に某化学工業会社の場合には同じく二・七倍であります。それから某保険会社に於きましては、これが八・二倍であります。このようにいたしましてこの附加価値税というものは誰がどのような操作をいたしましても、決して満足するやうな姿に持つて行くやうな地ならしはできないと私は信ずるものであります。このやうなことからこの適正課税標準の設定ができないといふところに反対の第二の理由を申述べる次第であります。

次に第三の理由といたしましては、これが赤字経営に對しても附加されたところの価値に對して課税されるものであります。以上、今までの事業税でありますならば当然収益において幾ら幾らと課せられますが、赤字を続けおる会社、或いは事業場におきましては、もうすでに担税能力の限界点に達しておる、もう崩壊の一步に來ておる。こういうやうな場合におきましては、人件費を要しておればやはり多額の附加価値税が徴せられる。こういう不合理は今までの税制によりましてならば、当然これが収益課税というやうな勧告に基くところの税金につきましては、十分にその理解に苦しむわけでありまして、こういうやうな基礎的な問題を等閑にいたしまして、天降りの徴税するならば、恐らく國民は、或いは法人は税金に對して協力をしないといふやうな、或いは納税忌避というやうな態度が更に強くなるので

上りまして、大体六倍の増税になるわけでありまして、これが日本通運の場合であります。これが百貨店の場合におきましては事業税に對するところの附加価値税の倍率は三・二倍でありまして、更に某化学工業会社の場合には同じく二・七倍であります。それから某保険会社に於きましては、これが八・二倍であります。このようにいたしましてこの附加価値税というものは誰がどのような操作をいたしましても、決して満足するやうな姿に持つて行くやうな地ならしはできないと私は信ずるものであります。このやうなことからこの適正課税標準の設定ができないといふところに反対の第二の理由を申述べる次第であります。

次に第三の理由といたしましては、これが赤字経営に對しても附加されたところの価値に對して課税されるものであります。以上、今までの事業税でありますならば当然収益において幾ら幾らと課せられますが、赤字を続けおる会社、或いは事業場におきましては、もうすでに担税能力の限界点に達しておる、もう崩壊の一步に來ておる。こういうやうな場合におきましては、人件費を要しておればやはり多額の附加価値税が徴せられる。こういう不合理は今までの税制によりましてならば、当然これが収益課税というやうな勧告に基くところの税金につきましては、十分にその理解に苦しむわけでありまして、こういうやうな基礎的な問題を等閑にいたしまして、天降りの徴税するならば、恐らく國民は、或いは法人は税金に對して協力をしないといふやうな、或いは納税忌避というやうな態度が更に強くなるので

上りまして、大体六倍の増税になるわけでありまして、これが日本通運の場合であります。これが百貨店の場合におきましては事業税に對するところの附加価値税の倍率は三・二倍でありまして、更に某化学工業会社の場合には同じく二・七倍であります。それから某保険会社に於きましては、これが八・二倍であります。このようにいたしましてこの附加価値税というものは誰がどのような操作をいたしましても、決して満足するやうな姿に持つて行くやうな地ならしはできないと私は信ずるものであります。このやうなことからこの適正課税標準の設定ができないといふところに反対の第二の理由を申述べる次第であります。

はないかということをお尋ねするのであります。

次に一言附加して申し上げますならば、この前に設定されたところの、そのうして本年一月一日から実施されておりますところの資産再評価とこの附加価値税との関連性であります。資産再評価におきましては資本の蓄積が認められ、そうして今後適正な減価償却も可能となつて来ておるわけでありまして、これに對して一方附加価値税におきましては、今後特定の支出の中に減価償却というものが全然認められていない。こういうふうな或る税法では適正な減価償却が可能とされ、そうして資本の蓄積もなされておる。この附加価値税においては、そうした減価償却を否認するやうな性質を持つておる。こういうふうな矛盾をここにさらけ出しておる。こういう意味からいまして、この附加価値税につきましては第一三の理由といたしまして反對する次第であります。

このようにこの税金が著しく労働不安を起し、失業者を街に送り込み、そして事業不振と産業麻痺を増大し、更に担税の不安を誘発する。こういうやうな結果を来す附加価値税については絶対に反對いたしますが、若しこれを押切つて実施するといふやうな場合に考慮するならば、果して地方財政の確立といふことができれば、うかどうか。地方財政といふものが天降り式に納得しなくてはならないのだという考えを以て決して取れるものではないかと思ふのであります。やはりみんながこの税に對して協力するところの態勢を整えてこそ初めて完全な徴税が行われ、税目標の完璧が期せられるであ

ろうと私はかく信ずるものであります。このやうなことからいいたしまして、この附加価値税につきましては、全面的に撤回して頂きたい、かように思います。尙昭和二十七年、もう二ヶ年先の実施でありますが、二ヶ年先に実施する問題を今から早まつてする必要はないやないかというのを私は考えるのであります。この附加価値税がこの今議院におきまして否決されたにいたしまして、地方財政には何ら影響はないのであります。地方財政は事業税によつて一応その補いがついております。従ひまして二ヶ年実施を延期するならば、それまでにもつとつくりと考へて、それまでにもつとげましたやうな疑念が氷解されて、そうしてみんなが納得の行つた納税をする態勢にいたしまして、そこに更に綿密な調査と検討がなされた結果に基くところの、新しい税金が考へられて、いいんじゃないか。かように思ひます。この撤回を要求するのであります。以上私の意見を申述べました。

○岡本委員長 只今の川淵議員の公述に對しては、御質疑がございまして、御発言願ひます。

○安井委員 只今附加価値税の御批判がありました。五百万の労働者大衆の立場からいふお話をあつたのでございしますが、御存知の通りこの附加価値税といふのは、まあ事業税と對して考へられるものではないかと思ひます。その徴收総額においては事業税より非常に減額されておるといふことは、企業全体の負担から言ひますと、これは軽減されておるといふこと、もう一つ内容から申しますと、今までの従来の事業税は、この中小企業に對する負担が非

常に加重されておる。今度の附加価値税では少くともそれは逆の立場になつておるといふ点は、具体的な事実であるやうな思ひであります。これを實施する、しないの技術的な問題は別にしまして、理念としてどういふやうにお考へておられますか、お伺ひしたいと思ひます。

○川淵公述人 私は労働者の立場からと申上げましたが、この附加価値税が結局どういふやうな性格を以て、先に言ひましたやうな附加価値税の新しい計算方法、こういうやうな方法によつたときは、それが勢ひ我々の賃金に影響する。これが一番初めに申しましたやうな大きな理由でありまして、その外のものは若干技術的な問題に屬するものであります。今までの従来の事業税によりまして、今までは収益課税でありまして、そういう点については人件費、つまり我々の賃金を増すことによつて、附加価値税を増すといふやうな結果は先ずないものと我々は確信しておるわけでありまして、こういうふやうなところから反對しております。

○安井委員 今の必ず人件費に転嫁されるという結論はちよつと早過ぎる。そういう傾向があるという懸念はあつるものではないかと思ひますが、必ず転嫁されるものではないかと思ひますが、少な過ぎるやうな気がいたしますが、どんなものでありましよう。それと今の中小企業と大企業との負担の均衡が緩み、緩められ、この点についてはどう考へておられますか。

○川淵公述人 お考への相違であらうと思ひますが、私といたしましては、やはりこういうものが實施されますならば、当然企業家といふものは人件費といふものを先ずこれだけという枠を決めております。で、それが幾らでも、或いはその附加価値税を取引高税みたいな、更に原価の中に繰込んで、そうしてこれを一般消費者から徴収する場合になりますならば、人件費にその転嫁されなくていいでしよう。併しこれが或る公定価格金とか、認可料金とかで押えられておるものに対しては、附加価値税を更に転嫁する途がないのであります。従つてそれは全部人件費の方に転嫁されると、こういうやうな結果に私はなると思ふのであります。それから中小企業との関係であります。それが成程事業税によりまして、大企業が中小企業に有利になるといふやうな考へでありますけれども、併し私は決してそういうことは限らないと思ふのであります。大企業であればこの事業税が有利であり、それから中小企業では附加価値税が有利であるといふやうな結論は、私としては持つておりません。そういうことは一応考へることもありましようけれども、これもあなたと私の考への相違でありまして、私としては必ずしもそういうふうにして中小企業が事業税に優ることによつて有利になるというやうなことは思われません。

○安井委員 そうしますと、もう一度、議論になりますからよく申しませんが、転嫁される方法がとれば、それはよろしうございませうか。この附加価値税が人件費へ加重されるんじやなく、その転嫁される方法がとられ、又人件費へ加重されるということが阻止されれば、それはよろしうございませうか。

○川淵公述人 転嫁される方法といひますが、どのような税金に對しても、大抵これは大衆にかつて来ておるものであります。あらゆる税金がすべて我々末端の一人々の個人にまで、これが何らかの形で転嫁されて来ておるのであります。今言つた転嫁される方法が講じられればといふのは、恰かも私は、大衆労働者として違つた形で来ればいいのじやないかという考へを表明されたのだと思ひますが、併し現実には賃金にこれが転嫁されることは大きな影響があるわけでありまして、併しこれがその外のいふやうな消費税といふ形で転嫁される部分は極く少部分でありまして、これは我々労働者だけでなく、多く、何でもか、贅沢品を消費する者は、それだけ他より負担するわけでありまして、全部が我々労働者に転嫁されるものではないと私は信ずるのであります。ですから転嫁されるということは、これはあらゆる税金が転嫁されておるもので、それは当たり前であると思ふ。附加価値税にした場合には、当然に事業者は我々の賃金にこれを乗り換へると、こういうやうなことから反對をしておるわけなのであります。

○岡本委員長 外に御質問ございませうか。それじやどうも有難うございませう。

次に農業課税につきまして、全国農業協同組合事務局局長平尾卯二郎君。

○平尾公述人 肩書が長いのでこれは省略されておるから、立場を明らかにする意味で申し上げますと、全国農業協同組合の下に代表者會議の執行委員会といふものの事務局をいたしてあります。更にもう一つ全国指導農業協同組合連合会の農政部長をいたして

おります。

農業協同組合代表者会議でこの地方税法案を審議につきまして、いろいろ意見をも本委員会にも差出しておられるわけでありまして、すでに一応要請の趣旨については御了承願つておると存じますが、主眼点だけ簡単に説明申し上げたいと思ひます。最初に農業協同組合の問題を申上げ、次に農業協同組合は農民全体につきまして申上げたいと思ひます。

農業協同組合の立場から申上げますと、要請にも附加価値税並びに固定資産税の免除又は低税率にして欲しいといふことを要望しておるのであります。第一條に明らかであります。更に第六條には「組合は、その行う事業によつてその組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行つてはならない」といふ規定がございます。更に員外利用、組合員外の利用につきましては、全事業分量の五分の一に制限されておるといふような協同組合の事業について、法律によつて制限を加えられておるわけでありまして、従ひまして農業協同組合は公法人と私法人の間の中間法人といふようなことが言われておりますが、その行なつております事業は免税になつております。公共団体の事業と相当するといふことが言えるものが多いのではないかと思ふのであります。従ひまして附加価値税が営利を目的とし、営利行為の結果の附加価値を課税する。又固定資産税が、公共の用に供しない資産、即ち事業上の資産を課税客体として取上げておるものありとするならば、農業協同組合に

対しましてはその法律の規定等の趣旨によりましてできるならば免税、更に課税をするというならば、他の法人等と異なり低い税率を是非ともお取りを願ひたい、こういう要請をしておるわけでありまして、現在事業税の負担と、それから附加価値税が今度農協に課せられるといふのを比較いたして見ますと、附加価値税は単位組合、町村にありまう組合に對しまして七億二千五百万円、連合会に對しまして三億二千五百円、計十億四千五百万円になりまして、従来の事業税負担に對しまして約五十一、二倍といふやうな非常に大きな増え方になるわけでありまして、他の事業、企業には二、三倍、或いはもっと大きいものもあるやうに只今お話がございまして、それに比べても農業協同組合に對する率といふものは驚くべきものになるのでありまして、この理由は何かといふと人件費の割合が非常に多いといふこと、更に一般的にいって経営規模の小さいもの程これが割高になるという傾向があるわけでございますが、先程申上げましたやうに、農業協同組合は員外の利用が制限されておるといふことから、又経営規模が小さいといふやうなことから、只今申上げたやうな非常に高率の課税になつて来るわけでありまして、御承知のやうに、現在農協は経営が非常に困難になつておりました、赤字を出しておる組合が、すでに四割程度に及び、僅かに収支を償つておるといふやうな組合が相当あるわけでありまして、従ひましてこれに對しまして附加価値税をかけるといふことになりまして、農協の経営を破綻させるといふことは極めて明らかなる事実であります。若しこれ

を、附加価値税を流通税であるといふことで組合員に転嫁するか、或いは経営規模を拡大してその總体的な税負担を軽減させるというやうなことになるかと、これは一般の商社と同一やうな経営になつて、農業協同組合は本来の趣旨を喪失して、協同組合の名を掲げた営利事業といふことになつてしまふ、こう考へるのであります。又固定資産税については、農協が農産物負担は非常に増大するのでありまして、数字を申上げますと、現在農協の持つておる固定資産は、帳簿価額で約百二十二億と言われております。これを帳簿価額のまま評価するといふことにいたしましたも課税額は二億一千三百百万円でありまして、現行税額一千六百万円の十三倍半になるのであります。この時価を帳簿価額の十倍といふことにいたしますと、二十一億といふことになりまして、現行税額の百三十倍といふ驚くべき額に達してあります。従ひまして現在不振の組合が激増しつつあるときにおきましては、附加価値税以上の圧力を持つて農協経営に打撃を與えるといふことは明らかでございます。

次に農協に對する市町村民税について申上げますと、これにつきましては同一市町村内に事務所又は事業所を二つ以上持つておる場合には、従来の事務所にはかけないやうにして頂きたい、こういうお願いをしておるわけでありまして、これは村内における交通の不便なところ、或いは組合員の便宜のために設けておるわけでありまして、こういう課税方法を取られますならば、組合員の便宜のために事業所、或いは事務所を設けることを阻害する結果に相成ると存するのであります。

以上が大体協同組合の地方税法に對する意見でございますが、この協同組合に對する税額の割合を予定されておるのを見ますと、全部で一千九百八億円の中で、大体三十億といふものが予定されておるわけでありまして、現在の農村の経済的な困難の時代におきまして、それらの団結によつて協同組合が困難を打開して行こうといふ社会的な責任があるわけでございますので、私にはできるならばこういう税金を農協にかけることを止めまして、この三十億のために農協の経営を困難にさせるといふことを是非ともお止めを願ひて、財政平衡交付金といふやうなものを出によつてそれが補えるなら補つて頂きたい。こういうふうな考へておるわけでありまして、

次に農民の場合について申上げますと、第一に市町村民税のことを申上げます。最も主張いたしたい点は、均等割の課税方式が極めて不合理であるといふことでありまして、これは改正所得税法によりまして、第十一條の二に、農業専従者の所得は、これをその生計を一にするところの納税義務者の事業所得とみなす、となつております。従ひまして、農業専従家族の所得といふものはすべて経営者の所得と一緒に合算されるということになつておるわけでありまして、従ひましてこのやうな専従者に對しまして、是非とも均等割の課税といふものを廃止して頂きたい、政府はこれに對しまして、均等割の通減を三百十二條の第三項に規定していただければ、併し農村の事態といふものを見ますと、それだけではなから救えない、こう考へる

のであります。調査によりまして、農林省の昭和二十三年度の農家経済調査によりまして、一戸平均の農業専従者の数は一毛作、二毛作、普通畑、蔬菜といふ／＼違つておりますが、大体において平均をいたしまして、四人といふことになつております。世帯主がその中で一人あるといふことなので、専従家族は三人といふことになるわけでございます。一人当りの均等割を通過したものと計算いたしますと、九百円、世帯主の分を入れると大体千三百円くらいになると思ふのであります。が、これはこの税金は均等割でございますから、村内におきまして、貧農も富農も殆んど同一の割合で課税されるといふことになつて参ります。一町未満の農家も三町程度の農家も平均してこの専従家族の税金を拂つておるといふことになつておるのであります。最近調査いたしました事例によりまして、茨城県の真壁郡の川西村といふところで調査いたしました結果によりまして、この村の住民税は一等級より五十五等級までに分かれておりました、一等は七千六百六十四円、五十等は三百十円といふことになつておりました。この等級を戸数の割合で見ますと、全戸数六百七十七戸のうち、丁度半分の二百五等までは百三十五戸、それから税金が二千二百三十六円でありまして、残りの四百八十二戸がこの下半分に属して、よりまして、更に五十等は四十六戸といふやうに最も多数を占めておるわけでありまして、それが先に申上げた均等割の計算一戸平均千三百円といふものと比較いたしますと、五十等級の四十六戸の農家は、本案によりまして、従来の税金の四倍以上を負わなければなら

いという結果になるわけでありまして。而も改正所得税法によりますれば、これらの下層農家というものは、所得税を大體納めていない、免税点以下であるという実態でありまして、貨幣収入としては、殆んど何もものも有しないというような悲惨な農家でございまして。従来から地方税につきましては、人頭割的な傾向が問題になつて来たのであります。今度の案のような、画一的な均等割というものを課するといひますと、一般に市町村民税の増率は二・五倍という予想がされておりますが、このように所得のない階層に一方的に四倍以上というような増税がされて、悪平等の結果を生ずる。こういうことに相成ると存するものであります。従ひましてこの専従家族の均等割の方につきましては、国税、地方税と一貫した形で行くというのが今度の税体制の整備の根本的な立場でありまして、更に現実において、今申上げたような負担の不均衡を更に増大するという立場から、是非ともこれは改正をしてほしい、こう考へておる次第であります。

第二に固定資産税について申上げたものでございまして。固定資産税については、農民が最大の負担者であるというところは、従来からいろいろの方で言われておるのであります。この附加価値税を農民に課さない理由として、固定資産税をかけるからだと言つておりますが、これも實に大變な負担増になるわけでありまして、計算した結果によりますと従来の田畑併せての現行税率によりますと、三十四億二千二百万円というのが現行税率による税額でございまして。今度政府から提出され

た改正されたものによりますと、百九億八千六百四十万円ということになりまして、實に農地だけで七十五億五千万円の負担増になるというところに相成りまして、土地による負担額が二百十億ということに予定せられておるようでありまして、實に農民の農地だけで全額なかに以上を負担するということになると考へるのであります。次にこの固定資産税について申上げたのであります。固定資産の税徴収予定によりますと、農地を含めた土地並びに家屋については把握率が一〇〇％ということにいたしました。償却資産については把握率を五〇％で計算しておるものであります。そうしてその結果五百二十億の税収を確保する仕組になつておりますが、同法案の第三百五十條においてはその収入見込額がおよそ五百二十億となるように昭和二十六年一月中において一・七％の税率を變更し得る規定を掲げておるのであります。そうしますと一方においては一〇〇％の課税、他方では五〇％しか課税客体を把握していないで、而も一定額だけの税収を掲げるために、あとで税率の調整をするということになります。税収が予定を超えた場合はよろしいが、下廻つたときは税率を引上げなければならぬということに相成りまして、總體的には土地家屋の所有者と、償却資産所有者との課税負担額の不公平が更に増大するということが考へられるわけでありまして。

次に農地の倍率については是非お願いをしたいのであります。我々は公定価格の十二倍という倍率を計算をいたしておるのであります。これは農林省が行なつた調査から来ておるわけでありまして、自作地中等田の反当り収益率が四百九十八円五十三銭、これを国債利回り五・五％で資本還元いたしますと、九千六百四十四円に相成ります。これは現在の公定の他の価格の約十二倍であるということでありまして、是非とも現在の倍率を十二倍に変更するということをお願いをいたしたいのであります。農地の事業用の資産でありまして、それは飽くまで収益を基準として課税すべきであらうと、こう考へるわけでありまして、十二倍の係数ということがそういう根拠から出ておることを是非御了承をお願いしたいのであります。

次にシャープ勧告には、この徴税係数は各府県毎に異つてよろしいが、こういうようなことを言つておられますが、これにつきまして私は寒冷地の農地に対して特別の倍率を是非ともお願いをいたしたい。こう考へるのであります。これは單作地方十一県の平均と、一方は多毛作地帯三十四県の平均を見たわけでありまして。現在の反当り賃賃価格は、單作地帯の方は十四円八十九銭、多毛作地帯は十八円七十銭ということになつておりますが、これを政府案による固定資産税を見ますと、單作地帯では二百三十四円五十二銭、それから多毛作地帯は二百九十四円五十三銭というところに相成りまして、二十三年度の單反収益額というものを一応取出しまして見ますと、單作地帯は二十四百八十五円、多毛作地帯は四千二百二円ということになつております。この固定資産税は單作地帯においては、その収益に對しまして九・四％になり、多毛作地帯は七・三％ということに相成るわけでありまして。明らかに

單作地帯の方が、一律に徴税倍率を掛けますと、負担の不均衡がここに生れて来るということが言えるわけでありまして。従ひまして私たちはこういう計算から一般に十二倍、寒冷地は十倍の徴税係数を採用することが適當である。公平な負担に相成る。こういうふう考へておるわけでありまして。又農地以外の土地家屋についても、一般としては倍率が六百倍、寒冷地については特別倍率として四百倍を採用することと適當であるということを申述べておるわけでありまして、その理由をいたしましては、最近の實際の売買の事例を見ますと、宅地で賃賃価格の四、五百倍、家屋は三百五十倍から一千二百倍というような幅がございまして、大體を平均すると、先ず六百倍くらいが最も現実の相場に近いものであるといふふうに考へておるわけでありまして。寒冷地については、家屋については特別の工事を要するとか、或いは積雪のために耐用年数が短くなるとか、いろいろの理由が考へられるわけでありまして、これにつきましては私たちが調査いたした数字を御参考のために申上げたと思つたのであります。同じく先程申上げたのと同じように、寒冷地と單作地帯が大体一致しているわけでありまして、一道十一県のものと、それからその他の温暖地方とを分けて見たのであります。そうしますと人口一人当りの住宅、納屋、倉庫、その他建坪を見ますと、寒冷地帯においては一人当りが五・二八坪、温暖地方は四・四九坪ということに相成つておるのであります。従ひまして寒冷地帯においては一人当りの戸数坪数というものを広く要するためにこういうことになつておりますが、その結果寒冷地帯には非常に税金が高くなり過ぎるということが言えるわけでありまして。

○岡本委員長 平尾君に申し上げますが、大分時間が過ぎました。

○平尾公述人 ああ、そうですか。もう直ぐ終ります。

こういたしますと、一人当りの税金は寒冷地方の一〇〇に對しまして、温暖地方は八二という比率があるわけでありまして、これを調整する意味で寒冷地帯は四百倍にしたい、こういう考へを持つておるわけでありまして。まだ申上げたことがございまして、これで終ります。

○岡本委員長 以上の平尾次郎君の公述につきまして御質問ございせんか。……じや有難うございました。

次は固定資産税について、全国不動産協会連合会代表、和田益幸君、神戸市離区の方であります。

○和田公述人 只今委員長から御紹介になりました神戸地家保全協会の会長をしております和田でございます。このたび全国不動産協会連合会の代表として、土地、家屋に対する固定資産税についての意見なり、希望を述べさせていただきます。

固定資産税の課税標準は、財産税の評価額の土地については十五倍、家屋については十二倍とし、最高は先程の公述人がおつしやつたごとく、賃賃価格の六百倍……これは最高でございまして。六百倍を限度として頂きたい。即ち資産再評価は財産税の当時の賃賃価格から見ますと、十五倍ということに即ち賃賃価格の四百五十倍ということになるでございまして。それで相続税は現在七百倍をどうしても受けており

ます。相続をした場合に……。そうしてこの六百倍を限度としておりますが、若しも六百倍を上回つておるといふような場合は、これは万々一そういう場合がありとすれば、これは権利金が含まれてゐる場合であるのでありまして、これ以上を上回るといふ時価はないのであります。でありますから、法案の九百倍は時価より高過ぎ、結局課税対象としては名目的資本価額を所有者に強要することになるのであります。名目的の資本価額を強要しまして、この価額による売却処分は、現在のところ全く不可能であり、又これに對する利子所得、即ち地代、家賃収入は伴うておりません。東京都におきましては、確か去年三月だつたと思ひますが、第七国会で公聴会がありましたときに、勸銀の副總裁のお話を承つておきますと、東京都におきまして平均この貸賃価格の六百倍が時価であるというようなことがお話されたように記憶しております。関西方面の大阪市及び神戸市においては平均時価は三百倍となつております。併し賃借権とか地上権とか、附帯物件はそういうものがついております場合は、更に低く八十倍乃至二百倍が関の山でございます。税の對象としての資本価額は処分可能な価額でなければならぬのであります。然りとしますと、この貸賃価格の九百倍ということは余りに不当と申上げなければならぬのであります。而して固定資産税の税率は原案では百分の一・七となつておりますが、これは是非百分の一・二にして頂きたいのであります。我々はなせ一・二にして頂きたいと申すかと申しますと、シャウ勸告の税率は一・七五%、不動産

の利廻りを五分五厘と見て、その五分二厘五毛を基準としてその三分の一を公課に充て三分の二を維持費、或いは投下資本の利潤に充てる前提において定められたごとく仄聞するのであります。ところが現在の不動産利廻りは去る七月の十一日、住宅というものはまだ統制下にあります。大体統制令が解除されたのであります。その後の貸賃の相方において、貸賃の相方において協定可能な貸賃料を基準として計算して見ますと、先ず近畿地区の都市においては、昔から一番上の利廻りとしても四分、或いは三分、平均三分六厘内外になるものと思ひます。だからシャウプさんの言つておられる割りからいたしますと、この三分六厘を基準とすれば三分の一は税金、三分の二は経費或いは手取りというやうな關係で、結局税率は一・二とすべきが妥當と考えられるのであります。

それから物納制度といふことはこの政府案には出ておらないと思ひますが、これは是非附け加えを願ひたいのであります。但しその物納価格は課税客たる資本価額を税額に充當して頂きたい。即ち理由を申上げますれば、固定資産税額の転嫁の方法が困難であること。これが先ず第一。

第二は、特に土地家屋の個人所有者は財産税以来資金といふものを持つておりません。

第三は土地家屋の売却が困難でございますから、納税資金の調達が非常に困るのでございます。誠にあくせくとして納税するにもせられないといふのが今の土地を持つておる、家屋を持つておる、勿論附け加えて申しますが、我々の階級は土地家屋といふものに恋

恋としておりません。早く何とかこういふ重たいものを背負うておることをせず、何か軽くなりたいたい、身輕るになつたと思ふのであります。今申上げる通りに氣はあせつておりましたが、今申上る通り売却が困難である。従つて納税資金の調達が困難であるといふことになるのであります。でありますから結局物納によらなければ納税し得ない場合が多いのであります。この点特に御留意願ひたいと思ひます。収益課税である本税が、収益の大部分を課税されるということなれば、勿論物納が當然認められなければならないと思ひます。そうして又結局自治体そのものが、若しも物納によりまして、自治体が土地家屋を所有し、経営してゐる現狀に鑑みまして、物納物件をも包含して経営管理することは、別段に勞を要さないと思ひたいと思ひます。そうしてかくのごとくいたしますれば、自治体の所有経営といひますれば、税収以上に貸賃料の増収が入られるのでございします。物納制度をかくのごとく強調せざるを得ないほどに、我々現在においては苦境に追い込まれておる、その苦痛をどうか御察願ひたいのであります。この際は非物納制度の途をお聞き願ひたいことを強調して止みませ

第四は、所有者の責に帰せない未稼動地については、減免税の措置をなし得るやうに法文化を願ひたいのであります。理由は、戦災都市復興の遅れてゐるのは、必ずしも土地所有者のみの責とは考えられないのであります。又内港工事による地盤事業、防潮堤工事の未完了、地盤沈下或いは都市計画施設の遅滞によつて使用不可能の土地が多いのであります。従来かかる土地を、所有者の責に帰さない理由で使用できない土地については、戦災地減免が認められていたものであるが、更にこれを減徴することを是非法文化して頂きたいことを願ひたいのであります。急激な増税はこれは我々だけではございせん。一般論でございますが、特に私も強調いたしたいと思ひますのは、増税は絶対、現在においては止むを得ないと言ひながら避けて貰ひたいのであります。税金問題が一部社会問題を起しつづける折柄、不当なる増税といふことは是非御遠慮願ひたいと思ひます。

固定資産税の担税力はもうすでに先程も申しました通りに、すでに限界点を超過してゐる次第であります。ここに地代と地租の比率について御説明申しますれば、如何に我々が先程申しましたことが妥當であるかといふことが、御賢明なる各位におかれてはお分りだろうと存じます。先ず昭和十三年で貸賃価格が、これは大阪でございします、貸賃価格が坪当り三十圓といふ場合に、地代は三十六圓に對して地租は三圓十錢、即ちパーセントで言ひますと九%、それから昭和二十四年を例にとります。つまりついでこの間までのこの關係を申上げますれば、只今の三圓四圓の所は、地代が二百三十二圓九十二錢、ところが地租は百八十六圓、八〇%という割になつております。昭和二十五年においては、大体は統計はとつておりますが、まだはつきりと決まつておりませんので、御遠慮申上げたいと思ひます。右の表のごとく、地代の大部分が地租であつて、更に管理費等の膨脹と併せ考えた場合、所有者とし

ての担税力がすでに限界点に達してゐるということがお分りであると思ひます。又税法と他の法律との調整を図つて、所有権の司法的保護を與へて頂きたい。他の法律と申上げるのは、即ち特別都市計画法、借地借家法等でございます。税法においては、所有権のみを認めておりますが、他の法令においては所有権が甚だ弱体化されておるのであります。租税が所有者に課税される以上、当然司法的にも所有権に對し保護政策が行はるべきであると思ひます。

もう少し具体的について申上げますが、特別都市計画法によりましては、所有者の意思に反しても強制的に土地は余儀なく減らされるのであります。又例へば借地権の譲渡、或いは又借し者の権利金が莫大な金額に上り、所有者の知らぬ間に取引されておる。普通所有権が二割、賃借権が八割は通例といふことを仄聞してあります。地方税法を決定される以上、他の法令も同時に修正正をするを前提として頂きたいのであります。

税額と地代家賃との調整を図つて頂きたい。これはここで序ながら申上げますので、或る程度御参考になると思ひますので申上げさせていただきます。過去の地租家賃増税率に比して、地代家賃値上り率が甚だ不均衡であります。地代家賃の値上り指数と、地租家賃税の増徴指数を例をとつて申上げます。昭和十三年から十四年を仮に一〇〇%といたします。そういう場合には、地代が昭和二十三年は多少②が上つた關係で三七五、二十四年は八八〇、その代りに昭和十三年十四年の地租が一〇〇%といたしますれば、昭和二十三年

には、地代の三七五に対して二八二三という指数が出るのであります。又二十四年は地代の八八〇に対して六七三九という指数が出て、こういうように税というところの方が遙かに地代よりも上廻つておるといふことが、この一例によりまして十分会得せられるだらうと思ふのであります。

○岡本委員長　和田君に申し上げますが、時間が参りましたので、結論を急いで……。

○和田公述人 右の表によつても税額は物価指数に準じている。従つて地代家賃も物価指数に準ずるような値上を認めることが先決でなければならん。

ますが、地代家賃は税負担と維持管理費及び純利得が加算された額でなければなりません。

最後に、固定資産税の納税のための金融を図つて頂きたい、こういうことを申し上げたいのであります。固定資産

屋関係のものはこういう関係におるといふことを十分お酌取りの上、適當なる我々の要請いたしますこの税率又倍数を、特によろしく御審議あらんことをお願いいたしまして、長らくの拜聴厚くお礼申し上げます。

○吉川委員　公述人のおつしやつたことは市街地における土地家屋の所有者の利害關係を代表した御意見として、私達の立場からは今直ぐに御賛成できない部分が相当ありますが、ともかくもそういう利害を代表された御意見として十分参考になり、我々拜聴いたすわけでありますが、併し眞聞にして全国不動産協会という団体のどういう団体であるかということを知らないのであります、これはどういふ団体なのですか。

○和田公述人 申上げます。今の御質問に対してお答えをいたしたいと思ひます。この不動産所有者という人は、非常に露骨に申しますれば大名気分のような人が多かつたと思う。いつも心に思ひながら積極的には出られないようなお考えの人、引込思案、もう一つええ言葉で言えばお上品にすぎると言う方が多いと全国的に思われます。それでいつも我々は一般の方々に宣伝もいたしません、が、そしてこういう陳情とか何とかということも心に思ひながらよしなというものが不動産階級の一つの弱みと言いますか、意気地がないと申上げますか、そういう立場に置かされたものであります。我々の不動産の持主は財産税以来非常に困惑をいたしてあります。ところがいろいろと御研究なすつて、さあ今このことを申上げようかというても、一つのグループというものがなかつたのであります。併し

なかつたとは言えませんが。曾て三十年、二十年来とか十年来、御当地の近くの横浜なんか古い土地協会というものがあったのです。我が関西方面でも三十年に垂んとする歴史ある協会があったのでありますが、余りにお上品

が必要であることを申上げて、皆さんとこの度は非常なる御協力を得まして、御当局に陳情なり意見開陳をしようと思つておりますので、よろしく御了承の程お願いいたします。

○吉川委員 いや、私何も知らなかつ

たのですが、全国に亘つて、東京でも大阪でも、土地売買業者、土地会社というようなもの、或いは土地売買業者、関西で口入など言いますが、まあいう土地売買業者が主になつた、主体になつた団体ですか、或いは土地宅屋の、都会における土地家屋の所有者の直接的な団体なんですか、どつちなんですか。

○和田公述人 お答えいたします。我々は不動産関係のブローカーではないのであります。実は不甲斐にして先祖代々の土地或いは家屋を、財産税は取られましたが、まだ多少共持つておる、こういう関係の土地家屋の所有者の集まりでございます。

○吉川委員　ブローカーは入つておられないのですか。

○和田公述人　ブローカーは一切入つておりません。ブローカーのようなものは金の関係のことでございます。我々は所有者の側のこととして……。

○岡本委員長　外に御意見ございませ

んか。それではこれで公聴会を終りた
いと存じます。

・公聴会を終るに当りまして一言御挨拶を申し上げます。公述人の各位には御多用中、又この暑いのに万障お繰合せの上御出席願ひまして、いろいろな点から有益な御意見の開陳を願ひました。

ことに對しまして厚く御礼申上げます。法案の審議の上に非常なる有益なる参考となりました。厚く御礼を申上

げます。

これにて公聴会を終ります。

午後四時九分散会

出席者は左の通り。

委員長

理事

岡本 愛祐君

堀 末治君

吉川 末次郎君

岩木 哲夫君

石村 幸作君

岩澤 忠恭君

高橋 進太郎君

安井 謙君

小笠原 二三男君

相馬 助治君

中田 吉雄君

鈴木 直人君

竹中 七郎君

石川 清一君

公述人

日本租税研究協
会地方税委員長
荒井 誠一郎君

十條製紙常
務取締役
金子 佐一郎君

関西経済連
合会理事
工藤 友恵君

立教大学教授
藤田 武夫君

都議会議員
本島 百合子君

農業協同組合員
眞通 新蔵君

都道府県議
議長
石原 永明君

全国市議
議長
小澤 二郎君

全国町村議
議長
齋藤 邦雄君

全日本通運
労働組合
川淵 義光君

全国農業協
同組合事務局長
平尾 卯二郎君

全国不動産協
会連合会代表
和田 益幸君

七月二十一日本委員会に左の事件を付託された。

一、飲食営業臨時規整法の二部を改正する法律案(衆)

飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律案

改正する法律

飲食営業臨時規整法(昭和二十四年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第二号中「めん類の購入券」を「主務大臣の指定する購入券」に改め、同号を第三号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同項に第二号として次の一号を加える。

二 パン類外食券食堂(外食券又は主務大臣の指定する購入券と引換にパン類による食事を提供する営業をいう。)

第七條を次のように改める。

第七條 旅館又は外食券食堂を営む者は、外食券と引換でなければ、パン類外食券食堂又はめん類外食券食堂を営む者は、外食券又は主務大臣の指定する購入券と引換でなければ、食事を提供してはならない。

第十條及び第十一條第二項中「めん類の購入券」を「主務大臣の指定する購入券」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十五年七月二十七日印刷

昭和二十五年七月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所